

# 平成25年定例第1回市議会会議録(第1日)

平成25年2月28日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	甲斐	佳代子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田	良二
副市長	高野	道生	契約検査課長	石橋	慎二
教育長	藤原	喜雄	介護健康課長	更原	幸秀
監査委員	平井	常雄	福祉事務所長	梅津	俊朗
総務部長	吉開	忠文	農林水産課長	大津	光若
市民生活部長	坂口	祐二	商工観光課長	古賀	義教
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本	学	上下水道課長	坂梨	一広
建設都市部長	横尾	健一	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	教育部指導室長	藤木	文博
消防長	塚本	哲嘉	都市計画課長	境	秀俊
総務課長	馬場	洋輝	社会教育課長	平木	啓喜
企画財政課長	松藤	泰大	企業誘致推進室 企業誘致係長	古田	稔

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 請願付託の報告について
- (6) 施政方針説明

- (7) 議案一括上程
- (8) 提案理由説明
- (9) 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- (10) 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (11) 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (12) 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (13) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (14) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (15) 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (16) 議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (20) 議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- (21) 議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- (22) 議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- (24) 議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定について
- (26) 議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定について
- (27) 議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- (28) 議案第13号 みやま市準用河川条例の制定について
- (29) 議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- (30) 議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定について
- (31) 議案第16号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (32) 議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）
- (33) 議案第18号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (34) 議案第19号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (35) 議案第20号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (36) 議案第21号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (37) 議案第22号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- (38) 議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算
- (39) 議案第24号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (40) 議案第25号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (41) 議案第26号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (42) 議案第27号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (43) 議案第28号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (44) 議案第29号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (45) 議案第30号 平成25年度みやま市用地特別会計予算
- (46) 議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算
- (47) 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

**午前9時30分 開議**

**○議長（壇 康夫君）**

ただいまから平成25年第1回みやま市議会定例会を開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1 会期の決定**

**○議長（壇 康夫君）**

日程第1. 会期の決定についてを議題とします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をさせていただいておりますので、委員長の報

告を求めます。宮本議会運営委員会委員長。

**○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）**

おはようございます。平成25年第1回定例会の運営につきまして、2月19日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、請願1件、同意4件、諮問3件、議案31件、発議1件でございます。

次に、本会議の開催は、本日2月28日から3月22日までの23日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

議案第1号の1件につきましては厚生常任委員会に付託、同意の4件、諮問の3件、議案第16号から議案第22号までの7件及び発議第1号の1件につきましては即決といたします。

次に、議案第1号から議案第15号までの15件につきましては、各常任委員会付託といたします。また、議案第23号から議案第31号までの9件につきましては、特別委員会付託としてまいります。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

ここで、お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの23日間に決定しました。

**日程第2 会議録署名議員の指名について**

**○議長（壇 康夫君）**

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によりまして、17番牛嶋利三君、18番河野一昭君、兩名を指名します。

**日程第3 監査報告について（例月出納検査）**

**○議長（壇 康夫君）**

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員お願いします。

**○監査委員（平井常雄君）（登壇）**

それでは、改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成24年10月分を11月26日、11月分を12月26日、12月分を平成25年1月28日に実施いたしました。

検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在における各会計別歳出分の現金額は、指定金融機関残高表の原本でございますが、及び支払証票書類、その他関係帳簿と照合いたしました結果、何ら非事項も認められず、また、指摘事項等もなく、全て適正に処理をされておりましたことを御報告申し上げます。

以上で御報告を終わります。

**日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）**

**○議長（壇 康夫君）**

続きまして、日程第4. 諸般の報告、各一部事務組合の経過報告について。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。12番小野茂樹君。

**○12番（小野茂樹君）（登壇）**

皆さんおはようございます。では、柳川みやま土木組合の報告をいたします。

平成25年2月21日に開催された、平成25年第1回定例会で可決されました平成25年度土木組合一般会計予算の概要について御報告申し上げます。

柳川みやま土木組合は、矢部川水源地より下流関係市町の地域にわたる管内約750カ所の用排水施設と管内関係水路及び水利施設の維持管理に完全なる用排水の機能を保全するために、年間を通じて施設の一般修繕工事などによる整備を行うことを基本方針として、予算編成を行っています。

今年度のみやま市においては、農村環境整備事業による瀬高町河内地区の水路改良工事適正化事業で瀬高町大広園地区の樋門整備工事を予定しております。一般修繕工事は、瀬高町

文廣地区の護岸整備工事及び長田地区の樋門整備工事のほかに数カ所計画をいたしております。

予算規模337,700千円、前年度に対して143,700千円の増額となっております。これは昨年7月の豪雨災害で、八女市にあります組合管理の唐ノ瀬堰が全面流出してしまい、その災害復旧費が増額の主な理由であります。私も現地視察に行ってきましたが、唐ノ瀬堰は下流に暮らす我々にとって重要な施設でありますので、早急の復旧を要請いたしております。

歳入ですが、市の一般分担金及び特別分担金が169,737千円で全体の50%を占めております。そのうち、みやま市の一般分担金が39,781千円と事業費負担金が3,765千円となっております。県支出金が149,421千円で、そのうち唐ノ瀬堰の災害復旧県補助金が136,620千円で99%の補助率が決定いたしております。

唐ノ瀬堰の工事を平成25年度と平成26年度、2カ年で完了する予定であります。

歳出では、総務費に23,350千円、農林水産業費に165,300千円、災害復旧費に144,000千円を見込んでおります。

また、一部事務組合は、構成団体に財源を依存しております。関係市の厳しい財政状況を踏まえ、負担金を抑え、補助事業を活用していき、最小限の経費で最大限の効果を出し、地域住民の要望に応じていくように最善の努力を果たす立場であるという認識を持つべきであると、私も議会議員として常々議会で申しております。

以上、簡単でございますが、平成25年度柳川みやま土木組合一般会計予算の概要について説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

続きまして、有明広域葬祭施設組合議会の報告を求めます。9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）（登壇）

おはようございます。有明広域葬祭施設組合議会報告をいたします。

有明広域葬祭施設組合は、去る2月13日、定例議会が開催されました。今議会に付議されました議案は1号議案 専決処分の承認、2号議案 平成24年度一般会計補正予算、そして、3号議案 平成25年度一般会計予算の3議案でありました。

まず、専決処分の承認については、組合ではみやま市と柳川市の全域を対象とする広域火葬場の建設に取り組んでおりますが、このための計画書の策定費や事務費等について、昨年

の定例議会で予算措置をしておりました。しかしながら、諸般の事情により、今年度中の予算執行が困難となりましたので、あらかじめ平成25年度に繰り越して予算を執行するため、組合長の専決処分により予算の繰り越し明許がなされましたので、その承認を求めるものであります。

次に、平成24年度一般会計補正予算は、将来の財政需要に対処するため、財政調整基金の積み立てを行うものであります。財政調整基金は昨年度から条例を制定し、積み立てを行っているものでありまして、平成24年度は5,000千円の積み立てを行おうとするものであります。

次に、平成25年度の一般会計予算であります。予算総額は65,347千円でありまして、平成24年度に比較いたしまして、額にして3,970千円、率にして5.7%の減額となっております。

減額の主な内容は、1点目として、平成24年度におきましては、有峰苑に水道水の給水を受けるため、給水管新設工事等を行ったこと、2点目としては、築33年を経過し、老朽化が著しい炉の改修工事を行ったことによるものであります。

平成25年度予算の特徴といたしましては、広域火葬場建設に向けた取り組みの初年度として位置づけられ、そのための費用として、広域火葬場建設推進費が計上されたことであります。これに要する予算計上額は2,142千円でありまして、内訳は基本構想の策定、広域火葬場検討委員会の運営費、それに事務局費となっております。

新年度の大きな取り組みといたしまして、建設の基本となります基本構想の策定が掲げられております。

慎重審議の結果、3議案とも可決、決定いたしました。

先ほども申し上げましたが、今後、新火葬場の建設に取り組んでまいることとなり、その調査研究機関として、みやま市・柳川市広域火葬場建設検討委員会が設置されました。市民にとってよりよい施設の建設ができますよう願うものであります。

以上、有明広域葬祭施設組合議会報告といたします。終わります。

○議長（壇 康夫君）

なお、東山老人ホーム組合議会につきましては、3月25日に第1回定例会の開催が予定されておりますので、第2回みやま市議会定例会において報告をしていただきます。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）



この件についても毎年の議会で諸般の報告を述べていただきよかったですね。ところが、報告いただくだけで資料が我々には何もないわけです。ですから、要点のみでも結構ですから、やはり全議員に配付いただくようお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

はい、後で確認しておきます。

続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、平成25年2月22日に第1回定例会を開催されました。定例会に上程された平成25年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算外議案4件は全て可決されました。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により、県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献することを基本目標としていまして、福岡県南地域の生活基盤である水道布設の整備を進めるため、創設事業、第1期拡張事業を完了させまして現在、第2期拡張工事を実施しております。第2期拡張事業の主たる水源である大山ダムは、平成24年度に完成し、平成25年度から本格的に取水が開始され、構成団体への安定供給へ大きく寄与することとなっております。

用水供給の状況としましては、平成25年度の1日平均供給水量は9万9,540立法メートルで、前年度より2,769立法メートル減少し、年間供給水量を3,633万2,000立法メートルと見込んでおります。

平成25年度予算の概要について申し上げます。

事業収入は3,369,948千円で、事業費用は3,360,790千円であります。事業収入から事業費用を差し引いた9,158千円が当年度利益として計上されております。資本的収入は1,900,248千円で、資本的支出が3,213,609千円であります。差し引き1,313,361千円の不足については、全額内部留保資金で補填されます。

以上、簡単でございますけど、報告を終わりたいと思います。

#### 日程第5 請願付託の報告について

○議長（壇 康夫君）

日程第5. 請願付託の報告について。

請願第1号 みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

5歳児健診に関する請願書の紹介文。

今定例会に提出されております、みやま市の障害のある子供及び保護者の支援に関する請願について、御説明をいたします。

現在、母子福祉法のもとに実施されております、みやま市の乳幼児健診の対象年齢は4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳となっており、その後は小学校に上がる前の就学児健診となっております。この3歳児健診から就学児健診までの期間の開き過ぎが近年増加している発達障害の課題と言われております。

厚生労働省の平成18年度研究報告書によると、鳥取県の5歳児健診では9.3%もの幼児に発達障害があると診断されたものの、その半分以上は3歳児健診では何ら発達上の問題は指摘されていませんでした。人間が人間として生活するのに、大事な脳の部分である前頭前野は四、五歳前後ごろにほぼ完成すると言われており、3歳児健診が終わった後に保育園や幼稚園に入園後、落ちつきがない、集団行動がとれない、指示が入りにくいといった集団生活上の問題として見えてくることが多く、5歳児健診で発達障害と診断されることが多いようです。

3歳児健診以後、就学児健診までスクリーニングの機会がなく、また就学前健診で発見されたのでは対応が遅くなり、症状も進むこととなります。また、就学児健診で発見されても、保護者がその事実を受け入れるのに時間がかかり、その対応、対策ができないままに就学した場合には、わがままな子、自己中心的な子、親のしつけができていない子など、学校不適応という二次的に発生してくる問題も抱えていることが多いようです。

就学前の1年間の余裕を持てるような5歳児健診が、医学的にも社会的にも必要であると考えられます。

さらに、障害を持つ子の保護者は、この子の育て方、健常児との比較、将来への不安など、戸惑いと葛藤を感じ、さらに親のしつけが悪いからと誤解を招き、傷つき、自信をなくし、大きなストレスを抱えて孤立している例も少なくありません。

現在、鳥取県や栃木県など全国に先駆けて、5歳児健診に取り組んでいる市町村もあり、みやま市におきましても早期発見で未来ある子供たちを支援するための5歳児健診の実施は有用であります。

健診実施の形態やその後の支援を継続していくための方策等については、さまざまな策が

ありますが、幼稚園、保育園、学校、そして、医療機関、行政と各関係機関での連携の中で5歳児健診による発達障害児の早期発見と、その後の支援継続の実現を切望及び発達障害の子供たちやその保護者にとって安心、安全の拠点づくりの御支援をお願いされているものがございます。

どうか、この請願書の願意を酌み取り、柔軟な対処をいただきますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げ、紹介にかえさせていただきます。終わります。

○議長（壇 康夫君）

この請願第1号は、厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第6 施政方針説明

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 市長の施政方針説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成25年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、みやま市の行政運営に当たりましては、市民の福祉の向上に資するべく、日ごろより多大な御尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、市政運営に関する所信を申し述べ、施政方針とさせていただきますと思います。

早いもので、市長として市政を担当させていただいてから、2期目も2年が経過をいたしました。この間、市民の皆様からの負託に応えるべく、議会議員の皆様方の御理解、御協力を得ながら、職員と一丸となって市政運営に全力で取り組んできたところでございます。

昨年は、7月の九州北部豪雨により、本市におきましても道路や河川の損壊、家屋の全半壊や床上・床下浸水など、市民生活や農業を初めとする地域産業にも甚大な被害が発生をいたしました。そのような中、被災地域の皆様や消防団員、ボランティア、そして、多くの市民の皆様の大変な御尽力により、復旧に向けた作業に取り組むことができました。しかし、水害の爪跡は大きく、被災された方の中には、今なお、日々の生活に不自由されている方もあり、一日も早い復旧・復興に向け、引き続き全力を挙げて支援してまいります。

それとともに、今回の災害の検証を通し、市民の皆様が安全で安心して生活できるよう、災害に強いまちづくりの推進に向け、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、「人」が主役となって、みやま市の持つ「水」「緑」を中心とした豊かな地域資源を生かし、協働の理念に基づき、活力あるまちづくりを引き続き行ってまいりたいと思います。

以上の基本姿勢に基づき、市政運営を行う上でのみやま市の状況について申し上げます。

まず、みやま市の現状と課題について申し上げます。

本市の人口は、平成24年12月末現在4万764人、世帯数1万4,130世帯で、前年同月比で人口は461人減少していますが、核家族化の進行等により、世帯数は27世帯増加をいたしています。さらに、年齢別人口を見ると、年少人口は11.5%、生産年齢人口は57.8%、65歳以上の高齢人口は30.7%となっており、本市の人口は減少傾向にあります。

少子・高齢化は、地域の社会・経済情勢に深刻な影響を与える可能性が大きく、企業誘致や定住化促進などによる人口増加策を講じるとともに、高齢化対策や少子化対策は引き続き重要な施策であります。

また、本市の基幹産業である農業や水産業等の第1次産業を初めとし、商工業の第2次産業など、地域産業の活性化が重要な課題となっております。

続きまして、みやま市の財政状況についてでございますが、個人所得が減少傾向にあることに加え、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など、本市の財政運営は引き続き厳しい状況であります。

合併後、本市の地方交付税は増加傾向にありましたが、平成24年度普通交付税の算定においては、前年度比較で約3億円減少するなど、今後の動向は極めて不確定な状況にあります。さらに、平成28年度から32年度にかけて地方交付税の合併算定がえの特例が段階的に縮減され、一般財源の大幅な減額が見込まれます。

一方、合併に伴う経費節減の取り組みなどから、現時点での本市の財政指標は、比較的堅調に推移いたしております。財政の総合的指標であります平成23年度の経常収支比率は84.5%で、前年度より1.9%悪化したものの、県内の市では上位に位置をいたしております。

また、市の負債額の一般財源に占める比率である将来負担比率は、実質的な負債がなくなるなど、本市の財政状況は改善の兆しが出てきております。しかしながら、地方交付税の合併算定がえの特例は13億円に上り、この大幅な減額を想定した財政運営は喫緊の課題であります。

このような状況において、自主財源の確保は極めて重要であります。そのためにも、企業

の誘致、地場産業の積極的な育成や遊休市有地の活用など、経営者的感覚も取り入れながら市政運営に当たってまいりたいと思います。

また、本市の将来の展望を切り開いていく上で、安全・安心なまちづくり、産業の振興、都市基盤の整備、教育の充実など、本市が取り組まなければならない事業は山積をいたしております。

私は、2期目の市政のかじ取りに当たり、「みやま市」に住んでよかったと言えるまちづくりを目指し、公約に掲げた10のビジョンの実現に取り組んでいるところであり、引き続きその実現に向け、鋭意努力を行っていく所存でございます。

このような現状認識に立ちまして、平成25年度の市政運営基本であります10のビジョンについての所信を述べさせていただきます。

まず、第1のビジョン「教育文化の香り高いまちづくり」についてでございますが、市内に点在する歴史文化遺産などを通して、市民の皆様が伝統文化や歴史を大切にすることを育むことができるよう、引き続き文化財の保存整備事業に取り組んでまいります。また、みやま市内でこれまで培われた歴史・伝統・文化を正しく理解し、後世に継承していくために、現在、市史編さんに係る基本方針と刊行計画を決定し、資料の調査、収集などの発刊に向けた準備を進めているところであります。平成26年度には「みやま市人物伝」を発刊し、30年度までに5種類の市史を刊行する計画でございます。

続きまして、第2のビジョン「安全・安心なまちづくり」についてでございます。

市民生活の安全・安心を確保するため、以下の3部門について、重点課題として取り組んでまいります。

まず、1点目として、交通安全対策についてでございます。

国内において、通学路での児童・生徒の交通死亡事故が多発したことから、通学路の見直しや歩道のない道路の歩道箇所へのカラー化を行い、児童・生徒の登下校時の安全確保を図ることといたしております。また、高齢者などの交通事故も多発しており、「交通事故をなくすみやま市市民運動本部」を中心に、関係機関と協働し、交通安全対策を図ってまいります。

次に、2点目として、防犯対策についてでございます。

地域の見守り組織を支援し、あらゆる犯罪を未然に防止する運動の取り組みを行ってまいります。また、県内の暴力団抗争もくすぶり続ける中、柳川市、柳川警察署と連携した暴力

団追放総決起大会の開催など、広域的な暴力団排除の運動も進めてまいります。

最後に、3点目として災害対策でございます。

昨年7月に、甚大な被害を与えた九州北部豪雨の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うことといたしております。計画の中には、市民の皆様の意見を反映しながら、災害対策本部の機能強化や市町村域を超えた広域的な避難所等の見直しなどを行うことといたしております。

平成24年度に運用開始しました防災無線については、「聞こえにくい」などの御指摘もいただいております。屋外スピーカーにより情報提供を行う子局の増設などにより、充実を図ってまいります。

このほか、防災意識の向上に向けた啓発事業や自主防災組織の設立などの支援事業を展開してまいります。本市の安全・安心を確保する上で、重要な防災拠点施設であります消防庁舎の建設は平成25年度に着工し、平成26年度の竣工に向け推進いたしてまいります。

また、消防通信指令事務の共同化、消防救急無線デジタル化についても、平成28年4月の運用開始に向けて推進してまいります。

続きまして、第3のビジョン「健全な青少年育成のまちづくり」についてでございます。

小規模校、とりわけ複式学級を有する学校の課題解消を図るなど、よりよい教育環境づくりを推進するため、本市の最重要施策の一つとして、学校再編を進めていくことといたしております。

山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校及び竹海小学校の統合小学校の校舎建設については、十分な用地確保ができず、平成27年4月の開校は困難な状況です。当面は、複式学級を有する小規模校の課題解消に努めてまいります。

本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の統合につきましては、まず、対象校区の合意を得ることに努め、平成27年4月の開校に向け準備を進めてまいります。

また、近隣市と比較して学力の低下が始まる中学校第1学年を対象に、学力保障及び生徒指導上の観点から、市費で特別教員を配置し、生徒数35人以下の学級編成を行うことといたしております。

続きまして、第4のビジョン「男女共同参画のまちづくり」についてでございます。

男女共同参画推進本部を設置し、基本計画に基づいた講演会やキャッチフレーズの募集などの啓発事業により、男女共同参画の理解の促進に努めてまいりました。女性委員の登用率

30%の早期達成など、引き続き計画の着実な実施に取り組み、市民の皆様や審議会との協働による男女共同参画のまち「みやま」の実現に努めてまいります。

続きまして、第5のビジョン「市民の市民による市民のための開かれたまちづくり」についてでございます。

委員会や審議会の委員の選考に当たり、幅広い市民の意見を反映するため、平成25年度に委員公募制の制度化を検討することといたしております。また、事務事業評価について、評価の客観性を高める外部評価を継続し、引き続き行政内部での評価事務の精度向上を図り、市民本位の効率的で質の高い行政を推進してまいります。

続きまして、第6のビジョン「財政健全化と行政効率化のまちづくり」についてでございます。

本市を取り巻く諸課題に的確に対応し、効果的・効率的に市民サービスを提供するため、今回策定いたしました第2次行政改革大綱に基づき、引き続き行財政改革を推進することにより、財政基盤の強化を図ることといたしております。

また、行政運営を行っていく上で、職員の協力が不可欠であり、職員からの積極的な提言も受けながら取り組んでまいりたいと考えています。そのためには、職員の意識改革も必要であり、他団体との職員の交流を行うなど、引き続き職員の意識改革を図ってまいります。

続きまして、第7のビジョン「地場中小企業・商店街の振興のまちづくり」についてでございます。

商店街の活性化のため、商工会、保健医療経営大学、市及び将来のみやま市を担う若者の意見を取り入れた地域商業振興と商店街活性化の計画策定事業に取り組み、商工業の活性化を図ってまいります。

また、「まるごとみやま秋穫祭」などのイベントや福岡都市圏を初め、県内外におけるみやま市の観光資源や物産のPR活動を通じ、都市住民との交流人口をふやし、市内商工業の振興に努めるとともに、みやま市の自然や伝統文化財、産業資産をデータベース化し、観光客に魅力的な情報発信を行ってまいります。

続きまして、第8のビジョン「農業・漁業振興のまちづくり」についてでございます。

本市の限られた農地の有効利用と高度利用促進を図るため、現在、市内の3つの農業振興地域整備計画の一本化を平成25年度から2カ年計画で進めることといたしております。深刻化しているイノシシ被害対策につきましては、平成24年度の駆除数は有害鳥獣駆除期間だけ

で329頭を捕獲しておりますが、一向に被害が減少する気配はありません。福岡県を初め、関係団体との連携を深め、今後も引き続き駆除対策や防護対策の支援を行ってまいります。

また、漁業振興の取り組みとしては、コスト低減を図るため、海苔共同乾燥施設の導入を推進してまいります。

続きまして、第9のビジョン「人口減少に歯どめをかけるまちづくり」についてでございます。

平成24年度で堀池園団地と東町団地を統合し、さくら団地110戸を整備いたしました。引き続き市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽住宅の改築を進めてまいります。

平成25年度では、建築後35年を経過いたしております下楠田団地について、改築計画を検討することといたしております。新たな定住促進施策としまして、子育て世帯・新婚世帯を対象とした家賃助成制度を創設することといたしております。また、認定こども園の設置や保育所などの延長保育事業の実施などにより、安心して子供を産み、育てることができる環境整備に努め、子育て支援の充実を図ってまいります。

企業誘致につきましては、平成24年度に実施いたしました企業の進出意向調査に基づき、精力的に企業訪問等を行い、企業誘致に努めるとともに「みやま市」を知ってもらう機会にしたいと思っております。

また、企業誘致を進めるためには土地の確保が最優先事項であります。民有地の活用を初め、市でも市有地として企業団地の適地取得を目指し、検討を行ってまいります。また、本市の北の玄関口の活性化を図ることとした「北の玄関口活性化検討委員会」の提言を受け、上長田地区の市有地で鉱泉の泉源等の調査を実施することといたしております。

最後に、第10のビジョン「社会基盤整備の充実を目指したまちづくり」についてでございます。

市内に存在するごみ処理場の「みやま市清掃センター」、火葬場の「瀬高葬斎場」及び「有峰苑」につきましては、いずれも老朽化が進み、施設の更新時期を迎えており、建設コスト並びに管理運営コストの縮減を図るため、柳川市と共同で設置するように計画をいたしております。平成25年度においては、ごみ処理施設の建設候補地の絞り込みを行い、用地交渉ができるように進めていきたいと考えております。また、火葬場につきましては、「瀬高葬斎場」と「有峰苑」を統合し、新しい火葬場を建設する計画であります。本年2月に「広域火葬場建設検討委員会」が設置されましたので、委員会の検討内容を尊重しながら、



新しい火葬場建設に取り組んでまいりたいと思います。

環境基本計画に沿った再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、平成24年度に再生可能エネルギー調査を実施し、公共施設の太陽光発電及びバイオマス発電（生ごみ・し尿汚泥メタンガス発酵発電）を市として取り組むべきエネルギーとして取りまとめを行い、「まいピア高田」に太陽光発電設備を設置することといたしております。

以上、平成25年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げたところでありますが、もとより市政は市民の皆様の信頼の上に成り立っているものであります。今後とも、みやま市民のための市政を行う「市民主義」を政治理念とし、常に公平・公正を心がけ、生活重視のまちづくりを進めていくため、皆様からの御意見や御提言をいただきながら、みやま市の発展に必要な施策については、失敗を恐れることなく、職員と一丸となって全力で市政運営に取り組んでまいれる覚悟でございます。

最後に、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針演説とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

8番。

○8番（近藤新一君）

けさ、施政方針を差しかえて、プラスアルファでいただきましたけれども、この市長の施政方針に対する質問はどこでお受けになりますか。

○議長（壇 康夫君）

特にこれに対する質問は行いませんので、一般質問なりの機会をお願いしたいと思います。（「きょうはもう」と呼ぶ者あり）きょうはありません。

#### 日程第7 議案一括上程

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第7．議案の一括上程を行います。

同意第1号から第4号までの4件、諮問第1号から第3号までの3件、議案第1号から議案第31号までの31件を一括議題とします。

#### 日程第8 提案理由説明

○議長（壇 康夫君）

日程第8．市長の提案理由説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

本議会に御提案いたします議案について御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております同意第1号 公平委員会委員の選任についてから、議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算までの38件でございます。

まず、同意第1号 公平委員会委員の選任につきましては、みやま市公平委員会委員である松尾幹二郎氏が平成25年3月31日で任期満了のため、同氏を再任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、みやま市固定資産評価審査委員会委員である生清純氏が平成25年3月31日で任期満了のため、同氏を再任したいので議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、みやま市固定資産評価審査委員会委員であります合島義則氏が平成25年3月31日で任期満了のため、今回新たに深野茂氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、みやま市固定資産評価審査委員会委員である田中道氣氏が平成25年3月31日で任期満了のため、今回新たに桑野セツ子氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である河野典子氏が平成25年6月30日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である越智幸子氏が平成25年6月30日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である吹春政友氏が平成25年6月30日で任期満了のため、今回新たに、古賀好広氏を人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定につきましては、表彰基準の在職年数を引き下げるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行

政事務の効率化のため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公民館の支館長報酬額の見直しに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められている地域密着型サービス等に係る基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関する必要な事項について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市公園法の一部改正及び都市公園の供用開始に伴う公園の追加に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、公園施設の設置に関する基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い、道路構造の基準について本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定につきましては、道路法の一部改正に伴い、道路標識の寸法について、本市の条例で定めることとなったため、条例

を制定するものでございます。

次に、議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるための条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、道路の構造に関する基準について本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第13号 みやま市準用河川条例の制定につきましては、河川法の一部改正に伴い、準用河川について本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、みやま市営住宅堀池園団地、東町団地の廃止及びさくら団地の新設に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅等整備基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更につきましては、田川地区清掃施設組合が常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する必要がなくなること、及び福岡県市町村災害共済基金組合が解散するため、平成25年3月31日限りで福岡県市町村職員退職手当組合を脱退すること、並びに平成25年4月1日から下田川清掃施設組合が福岡県市町村職員退職手当組合に加入することなどに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号から第22号までは、平成24年度予算の補正をお願いするものでございます。

一般会計の補正予算は、国の緊急経済対策による補正予算に応じて県営事業負担金や街路整備事業などを追加いたしております。

また、いわゆる「塩漬け土地」であった市有地を活用して太陽光発電事業を行う「みやまエネルギー開発機構」に対する出資金を計上いたしております。

このほか、工事費の入札結果など、不足見込みとなった予算を減額し、財政調整基金の繰

入額を縮小いたしております。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険事業の医療費の不足見込みなど、事業費の決算見込みに応じて予算の増加や減額を行っております。

次に、議案第23号から第31号までは、平成25年度の当初予算を提案するものでございます。長引く景気の低迷や高齢化の進展、また人口の減少傾向に加えて、昨年度の九州北部豪雨を教訓にした減災・防災対策など、本市の課題がより顕著にあらわれてきています。

平成25年度当初予算は、このような本市の課題に立ち向かい、明るく住みよい安全なまちづくりを目指すことといたしております。持続可能な財政状況を維持するため、財政規律に配慮しながら公約の実現に向け、積極的な財源の配分を行っておるところでございます。

なお、予算等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第9 同意第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第9．同意第1号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第1号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、松尾幹二郎氏の任期が平成25年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市公平委員会委員に再任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

松尾幹二郎氏につきましては、お手元に配付いたしております資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第1号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、同意第1号 公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### 日程第10 同意第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、生清純氏の任期が平成25年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

生清純氏につきましては、お手元に配付いたしております資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第2号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### 日程第11 同意第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、合島義則氏の任期が平成25年3月31日で満了するのに伴い、今回新たに、深野茂氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

深野茂氏については、お手元に配付いたしております資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第3号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### 日程第12 同意第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、田中道氣氏の任期が平成25年3月31日で満了するのに伴い、今回新たに、桑野セツ子氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

桑野セツ子氏につきましては、お手元に配付いたしております資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。2番野田力君。

○2番（野田 力君）



この同意について、お手元の資料で理由の年月日が平成22年になっていますよ、私たちのもっているものは。

○議長（壇 康夫君）

任期満了のところですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

提案理由の任期満了が平成22年となっていると。（「それはちょっといかんよ。22年になつていましょうが」と呼ぶ者あり）

それでは、ここ何年か、答弁をお願いします。総務部長、吉開総務部長、どうぞ。

○総務部長（吉開忠文君）

まことに申しわけございません。本同意案件につきまして、その田中道氣氏の任期のところ、平成22年3月31日となっておりますのは、平成25年3月31日の誤りでございます。おわび申し上げます、この場で訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。申しわけございませんでした。

○議長（壇 康夫君）

では、よろしいですか。（「いかんよ」と呼ぶ者あり）ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。同意第4号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よつて、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分からお願ひいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて再開したいと思います。

日程第13 諮問第1号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、河野典子氏の任期が平成25年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者として再度河野典子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

河野典子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

お諮りします。諮問第1号については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することに決定しました。

日程第14 諮問第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、越智幸子氏の任期が平成25年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者として再度越智幸子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

越智幸子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

お諮りします。諮問第2号については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することに決定しました。

#### 日程第15 諮問第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、吹春政友氏の任期が平成25年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者として新たに古賀好広氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

古賀好広氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

お諮りします。諮問第3号については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することに決定しました。

#### 日程第16 議案第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、どうぞ。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在、条例の在職基準に基づいて毎年行っております市政功労者の表彰につきまして、今回、表彰に必要な在職年数を引き下げ、広く市政功労者の功績に報いることにより、市政の一層の発展に資することを目的として、みやま市表彰条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

現在、地方自治法第180条の5に規定いたしております教育委員、それから選挙管理委員、公平委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員の方々、それから行政区長さんにつきましては、10年以上の在職により表彰対象者となることと規定をいたしております。

しかし、区長を10年以上在職されている方は非常にまれでございます。区長さんは文書の配布、それから区内の行事の遂行、意見の調整、報告、連絡等、まさに区と行政のパイプ役となって広い業務を担っており、年々その業務は増大しているところでございます。

また、地方自治法第180条の5に規定する各種委員会等の委員につきましても、表彰基準の10年以上の在職者は、旧町からの在職年数を通算いたしましてもなかなか該当する方がおられない状況でございます。

そこで、表彰に必要な在職年数を10年から8年に引き下げ、広く市政への功労、功績に報いることによりまして、市政のより一層の振興を図りたいと考えておるところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、可決いただきますようお願い

いたします。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第17 議案第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、山川支所及び高田支所での現在の主な業務内容が市民生活部所管の業務となっていることから、両支所の所管を総務部から市民生活部へ変更することに伴いまして、みやま市部設置条例について所要の改正を行うものでございます。

支所業務に関しましては、合併当初、市の機構全般に係る業務を行っていたため、総務部所管といたしておりましたが、現在の業務実態といたしましては、戸籍、住民基本台帳その他の市民課所管業務、それから、介護健康課や福祉事務所との連絡調整など、いずれも市民生活部の所管業務が主となっております。そのため、本庁の関連部署との連携を図るため、今回、見直しを行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第18 議案第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）（登壇）

おはようございます。議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公民館の支館長と支館主事の報酬額の差を改めるため、支館長報酬額を見直すことに伴い、みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第19 議案第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長。

○市民生活部長（坂口祐二君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、障害者自立支援法が改正され、その名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となったこと及びその他所要の改正がなされたことに伴い、関係条例について改正を行うものでございます。

本条例の概要といたしましては、みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、それから、みやま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、それから、みやま市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例における法律の名称及び委員会等の名称並びに対応条文等の改正を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第20 議案第5号

○議長（壇 康夫君）

日程第20. 議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長。

○市民生活部長（坂口祐二君）（登壇）

議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地方分権一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた地域密着型サービス等に係る基準について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしましては、基本的には国の基準を適用するものでございますが、地域性を鑑み、福岡県条例を参考にし、以下の3点を取り入れました。

まず、1点目として非常災害対策についてでございます。

東日本大震災や昨夏の九州北部豪雨災害等の経験から、非常災害に関する具体的な計画を立て、想定される災害時に備えるようにいたします。

次に、2点目として記録の整備についてでございます。

省令基準では、サービスの提供に関する基準をサービス完結の日から2年間保存しなければならないとされていますが、介護報酬過払い等の場合の返還請求の消滅時効が5年とされていることから、書類の保存期間を5年といたします。



最後に、3点目として暴力団関係者の排除についてでございます。

福岡県暴力団排除条例及びみやま市暴力団排除条例が平成22年4月から施行されたことを受け、暴力団関係者等を事業者の運営から排除する旨を条例に規定するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第21 議案第6号

○議長（壇 康夫君）

日程第21. 議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長。

○市民生活部長（坂口祐二君）（登壇）

議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

新型インフルエンザは、これまで人の間で流行を起こしたことがないインフルエンザウイルスが鳥や豚を媒介して、新たに人から人に感染するようになったインフルエンザであります。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ猛烈な勢いで感染し、世界的大流行となるおそれがあります。

平成21年に発生した新型インフルエンザA/H1N1は、我が国においては幸いにも低い

死亡率でおさまりましたが、鳥インフルエンザの中でもアジア、中東、アフリカを中心に散发的に発生している鳥から人へ感染する高病原性鳥インフルエンザA/H5N1が変異して人から人へ感染するようになった場合には多くの人の命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想されます。

このような病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対して、国民の生命、健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的として、昨年5月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定をされたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を条例で定めることとなったため、本条例を制定するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第22 議案第7号

○議長（壇 康夫君）

日程第22. 議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

おはようございます。議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法が一部改正されたことに伴い、都市公園の設置、公園施設の設置について条例で定めることとされたこと及び都市公園の供用開始に伴う公園を追加することとなったため、みやま市都市公園条例について所要の改正を行うものでございます。

本条例の概要としまして、都市公園の設置及び公園施設の設置基準を設け、その基準に応じて都市公園の設置、公園施設を設置するものとする改正及び都市計画法第29条の開発行為により帰属された都市公園の供用開始に伴い、追加改正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、議案第7号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### **日程第23 議案第8号**

**○議長（壇 康夫君）**

日程第23. 議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長。

**○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）**

議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る公園施設の設置について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしまして、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定により、市が管理する都市公園に係る都市公園移動等円滑化基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第24 議案第9号

○議長（壇 康夫君）

日程第24. 議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、どうぞ。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法施行令の一部改正により、みやま市道路占用料徴収条例について所要の改正を行うものでございます。

本条例の概要といたしまして、道路法施行令第7条第1号の次に2号を加える改正がなさ

れ、同条第2号から第11号までが2号ずつ繰り下がったことにより、みやま市道路占用料徴収条例において、道路施行令を引用している条文についての改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第25 議案第10号

○議長（壇 康夫君）

日程第25. 議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正されたことに伴い、道路構造の基準について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要としまして、道路法第30条第3項の規定に基づき、市が道路管理者である市道を新設または改築する場合における道路の構造の一般的、技術的基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第26 議案第11号

○議長（壇 康夫君）

日程第26. 議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正されたことに伴い、道路標識の寸法に関し、条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要としまして、道路法第45条第3項の規定に基づき、市が道路管理者である市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第27 議案第12号

○議長（壇 康夫君）

日程第27. 議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関し、条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要としまして、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、市が道路管理者である市道に係る道路移動等円滑化基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第28 議案第13号

○議長（壇 康夫君）

日程第28. 議案第13号 みやま市準用河川条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第13号 みやま市準用河川条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、河川法が一部改正されたことに伴い、準用河川に係る事項について条例で定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしまして、河川法第100条第1項の規定に基づき、市長が指定した河川（準用河川）の適正な管理のために必要な事項に関して定めるものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）



異議なしと認めます。よって、議案第13号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第29 議案第14号

○議長（壇 康夫君）

日程第29. 議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市営住宅さくら団地の新設と、みやま市営住宅堀池園団地及び東町団地の除却に伴い、みやま市営住宅条例第3条関係の別表第1に記載されたみやま市営住宅の名称及び位置について、また、みやま市営住宅さくら団地においては駐車場の整備も行いましたので、みやま市営住宅条例第58条関係の別表第2に記載されたみやま市営住宅駐車場使用料等について所要の改正を行うものでございます。

本条例の概要としまして、別表第1では、みやま市営住宅堀池園団地及び東町団地の項を削除し、さくら団地を新たに登載いたします。また、別表第2では、さくら団地駐車場を追加し、1台当たり2,500円の使用料を徴収する規定を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は産業建設常任委員会に付託することに決定い

たしました。

### 日程第30 議案第15号

○議長（壇 康夫君）

日程第30. 議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）（登壇）

議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、市営住宅の整備基準について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

本条例の概要としまして、市営住宅及び共同施設の位置の選定を初めとして、住棟及び住戸並びに共用部分、附帯施設等の基準を設け、その基準に応じて今後の市営住宅を建設していくものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

### 日程第31 議案第16号

○議長（壇 康夫君）

日程第31. 議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、どうぞ。

○総務部長（吉開忠文君）（登壇）

議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村退職手当組合を構成する団体のうち、福岡県市町村災害共済基金組合及び田川地区清掃施設組合が脱退し、新たに下田川清掃施設組合が加入することに伴いまして、規約の改正が必要になったため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第16号の討論については、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のと

おり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）10番、何でしょう。

○10番（中尾眞智子君）

今度、この次は平成24年度一般会計補正予算の説明があると思いますけれども、その中で、今回提案されておりますみやまエネルギー開発機構の出資金20,000千円についての説明でございますが、事前に説明を私たちは納得するほど受けておりません。

○議長（壇 康夫君）

今から説明がありますけど。

○10番（中尾眞智子君）

そうですか。そこで、本当にこの一遍通りの説明ではなく、十分な説明をしていただきますようお願いしたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

はい、今から説明をやっていただきますので、それに対して質疑を行ってください。まだ説明があっておりませんので、今から行います。

#### 日程第32 議案第17号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第32. 議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算からそれぞれ118,630千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,734,957千円といたしております。

5ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費につきましては、国の補正予算に対応して追加いたしております予算は、農業水利施設保全合理化事業負担金のほか2事業、また、用地補償の都合により翌年度に繰り越しいたします社会資本整備総合交付金事業、過疎対策道路整備事業など、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページの債務負担行為の変更は、情報系システムと図書館システム機器使用料について、契約実績に応じて変更をいたしております。

次に、7ページの地方債の補正につきましては、地方交付税の代替措置となります臨時財政対策債を減額するなど実績に応じて計上いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

まず、1款. 市税、1項1目. 個人の市民税は、平成23年分所得の減少や九州北部豪雨の災害減免により当初の見積もりから税収が減る見込みとなっており、実績見込みに応じて30,000千円を減額いたしております。

続いて、8款. 自動車取得税交付金、10款. 地方交付税は、決算見込みに応じて計上いたしております。

続いて、14款. 国庫支出金につきましては、歳出予算と連動し、減額調整するもの及び国の補正予算に対応して補助金を追加いたしております。

このうち、14ページの14款2項7目. 総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金71,400千円は、国の経済対策で追加される公共投資の地方負担に対する臨時的措置として設けられたものでございます。一定の要件のもとで国の補正予算に応じて追加する補助事業のうち、国の補助金を除いた地方負担額の8割に相当する額が交付される見込みでございます。

続いて、15款. 県支出金につきましても、決算見込みや歳出予算と連動して減額して調整をいたしております。

続いて、17ページの17款1項1目. ふるさと寄附金につきましては、今年度寄せられました寄附金40件1,120千円について、寄附者の意向により用途を充当し、予算に計上いたしております。

また、4目. 農林水産業費寄附金15,000千円は、株式会社道の駅みやまの収益金の一部を受け入れるものでございます。農林水産業振興基金に積み立て、今後の施設設備の更新などに充てる計画でございます。

続いて、19ページ、18款2項1目. 財政調整基金繰入金は、歳出予算の不用見込み額を減額することで取り崩し額を2億円縮小いたしております。

続いて、20ページ、20款4項4目. 雑入のうち市町村振興協会市町村交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金について、財団法人福岡県市町村振興協会が積み立てていたものうち、42億円が交付されるものでございます。均等割4割、人口割6割で算定され、本市では67,965千円が交付される見込みであります。また、用途につきましては、消防庁舎の建設に

充てるため、消防庁舎建設基金に積み立てる計画でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。22ページをお願いいたします。

歳出予算は、国の補正予算に対応した補助事業の追加のほか、入札結果や実績見込みにより予算を調整いたしておりますが、追加いたしておりますものを中心に主なものを御説明申し上げます。

まず、2款1項5目．財産管理費は、高田支所管理費と高田支所建設費を減額いたしております。建設費に係る入札結果などによるものでございます。

次に、10目．基金費につきましては、ふるさと寄附金の一部745千円をまちづくり振興基金へ積み立て、道の駅の収益金寄附金15,000千円を農林水産業振興基金に積み立てるものでございます。また、消防庁舎建設基金費68,000千円は、市町村振興協会市町村交付金を活用し、積み立てを行うものでございます。

続いて、25ページ、3款．民生費について御説明いたします。

3款．民生費は、医療扶助等の経費を実績見込みに応じて減額調整いたしております。このうち、3款1項6目．ひとり親家庭等医療対策費は、入院費の増加により医療費2,000千円を追加いたしております。

次に、27ページ、3款4項1目．災害救助費は、九州北部豪雨による災害援護資金貸付金の借り入れ希望がなかったことから、12,500千円を減額いたしております。また、災害廃棄物処理費は、瓦れき処理について福岡市への委託が可能となり、処理単価が下がったことなど決算見込みにより40,100千円を減額いたしております。

続いて、4款．衛生費につきましては、事業費の実績見込みに応じて予算を減額するものでございます。予防接種やがん検診の受診者が見込みより少なかったことや、し尿処理費の入札結果など、それぞれ事業実績に応じて減額をいたしております。

このうち、28ページの4款1項4目の環境衛生事務費を700千円追加いたしておりますが、有明広域葬斎施設組合負担金を追加いたしております。柳川市と共同で火葬施設の建設について調査検討する経費の負担割合を人口割から2分の1ずつ均等割に変更するため、追加するものでございます。

続いて、31ページの6款．農林水産業費について御説明申し上げます。

6款1項3目．農業振興費のうち、有害鳥獣駆除対策費を2,791千円減額いたしておりますが、大牟田市、八女市と3市で組織する筑後地域広域鳥獣被害防止協議会で国の助成を受

けて取り組んできたことから、本市の単独予算を減額調整するものでございます。

また、32ページ、6款1項5目．農地費の県営農林水産施設整備事業費につきましては、国の補正予算に対応して追加する農業水利施設保全合理化事業負担金40,000千円及び当初計上分の負担金の減額をあわせて計上いたしております。追加いたします負担金40,000千円は、県が行いますかんがい排水路の制水門の更新事業の前倒し事業であり、事業費の4分の1の負担となるものでございます。

続いて、34ページ、7款．商工費につきましては、株式会社みやまエネルギー開発機構への出資金20,000千円を計上いたしております。いわゆる塩漬け土地であった市の長期保有土地を活用した太陽光発電事業に対し、出資するものでございます。市が出資することで市民の会社として育成し、また、市から役員を派遣することで、より健全な経営に資するものでございます。

続いて、35ページ、8款．土木費について御説明いたします。

8款4項1目．都市計画総務費は、都市計画基礎調査委託料750千円を追加いたしております。都市計画法の規定により5年ごとに行う人口、産業、土地利用等の基礎調査業務につきまして、準都市計画区域を含めて調査するため、不足額を追加いたしております。新市で一つの都市計画決定の資料とするものでございます。

次に、8款4項2目．街路事業費と8款5項2目．住宅建設費は、国の補正予算に対応して追加する事業でございます。

まず、35ページ、街路事業費31,100千円は、老朽化した瀬高駅高柳線のバリアフリー化等を行うものでございます。また、36ページ、住宅建設費75,000千円は、公営住宅さくら団地の完成に伴い、既存の堀池園団地、東町団地の25棟を解体するものでございます。

続いて、37ページ、9款．消防費でございますが、筑後地域消防通信指令事業負担金の実績による減額、また、消防庁舎建設事業費の用地造成工事の詳細設計や入札結果による不用見込み額を29,900千円減額いたしております。

続いて、38ページ、10款．教育費について御説明いたします。

10款2項2目．教育振興費は、少人数対応教育費や特別支援教育費の補助職員の経費を実績見込みに応じて減額いたしております。県の特別支援学級の設置が認められたことなど、市の補助職員の配置が見込みより少なくなったことによるものでございます。

また、40ページ、10款4項2目．公民館費は、くすのき館駐車場整備工事費3,500千円を

追加いたしております。地元協議等により土地改良事業のパイプラインの移設が必要となったことによるものでございます。なお、くすのき館の駐車場整備につきましては、農地転用の手続に不測の時間を要したことから翌年度繰り越しをお願いいたしております。

続いて、42ページ、11款．災害復旧費は、九州北部豪雨による土地改良施設の災害復旧事業費を339千円追加いたしております。土地改良区が行いますポンプ施設の補修工事について、国の補助金を除いた地元負担金を助成するものでございます。

続いて、43ページ、12款．公債費は、昨年度に行いました民間資金の繰上償還により元利償還金が減少したこと、また、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴い、本市が山川市民センター建設資金として組合から借り入れしております資金の繰上償還が必要となり、それらの額を調整し、減額いたしております。

以上、議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

ここで質疑を行います。11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

34ページ、7款．商工費、1項．商工費、2目の商工業振興費20,000千円の株式会社みやまエネルギー開発機構への出資についてお尋ねをいたします。

質問の回数に制限がありますので、各項目一括して質問いたしますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

まず、公共団体が出資することは法的には可能なことと思います。しかし、その場合、公益上、特別に必要な場合に限ると考えます。そこで、今回の出資については、他の企業とどのような違いがあるのかをわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから、2点目、企業育成のための出資ということですが、株式会社みやまエネルギー開発機構の事業計画書を見ると、すばらしい事業計画になっております。そのような企業になぜ出資をされるのか、お伺いいたします。

それから、3点目、昨年12月議会で株式会社みやまエネルギー開発機構へ財産の貸し付けに対する議案を提案されました。今回の議案はそれに関連するものであって、一括して上程すべきではなかったのかと、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点についてお尋ねをいたします。（「ちょっと議長、よろしいですか」と呼ぶ者



あり)

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、質問されております議員さんは監査委員なんですけどね、このことが可決、否決、いずれにしてもこれから審議いただくわけですが、可決されて、このことに対する金員が動くですね、このことで当然、これは全般的にわたる市の財政を監査いただいておりますが、このことに対する意見ですか、これはいかがなものかなと私思いますが、どうですかね。

○議長（壇 康夫君）

これについては、まだ予算執行しておりませんので、とりあえず答弁をお伺いしたいと思います。西原市長。

○市長（西原 親君）

1点目でございますが、この太陽光発電所では年間423万キロワットの発電を予定いたしております。この太陽光発電は、一般家庭消費電力が1世帯当たり年間消費電力5,650キロワットといたしますと、約750世帯分に相当します。本事業は、みやま市環境基本計画並びに国の低炭素社会構築に向けた行政方針に合致した太陽光発電所建設であり、地球温暖化防止に貢献をするということが大きな目的でございます。

2つ目は何やったですかね。

○議長（壇 康夫君）

出資の理由。

○市長（西原 親君）続

出資する理由は、大変大切な土地を貸与しますので、十分市としても関与して健全な経営ができるように、非常に試算表はすばらしい試算表を出してありますが、社長の暴走とか、あるいは会長の暴走を食いとめるためにもぜひ市で出資して、そして、経営に参加できるということを、それに監視するということの目的でやっているわけでございます。

それから、3番目は、同時に出資も一緒に審議すべきではなかったかということでございますが、この太陽光発電は約12億から3億円の費用を要するわけでございます。そうすると、そのときにすれば、市としてもやればそれだけの金を市が負担しなければいけないというようなことにもなりますので、まず民間でやっていただくということで、40社ぐらいのみやま

市の方々から出資をいただいて運営する。ところが、福岡市とか北九州市が自治体でやるということになりましたので、私もこれは民間と自治体が力を合わせて国のそういった低炭素社会の構築、あるいはみやま市の環境基本計画に沿ったことをやるほうがいいんじゃないかと、民間と自治体が力を合わせてやるということでもやりました。

ところが、電気会社の大きな大手2社、日本を代表する電気会社の方が見えられて、非常にいい考えだからぜひ自分たちも参加して、みやま市を自然エネルギーの市として育成をしていきたいので参加させていただきたいというようなこともございましたので、つけ加えて御報告をいたしておきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

株式会社みやまエネルギー開発機構は、一民間企業だと思います。今回の主な出資は企業の育成ということで、行政が民間企業を育成することはよいことであると私も思います。しかし、公共団体が出資する場合は財政的支援という形で国または県も出資する、または自治体が連携して公団とか公社とかを設立する場合はわかりますが、全く民間企業に出資するということは私は理解ができないわけであります。どうしてもその必要があるということであれば、その判断を市民にも理解できる基準を示す条例などを制定すべきではないかと考えますが、その考えをお尋ねしたいと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

農協も営利団体なんですよ。漁業組合も利益団体なんです。それに補助金を出しているんですよ。これは出資ですから補助金じゃないんです。返ってくる可能性もあるわけですね、配当として。私は、これは市長としての強い意思でございまして、どうしてもこういった低炭素型の会社を民間と一緒に自治体で育てたいという強い思いがありますので、どうしてもこれは市と、自治体と力を合わせてこういった自然エネルギーの地球温暖化に向けての施策を展開していきたい。むしろ、民間から自治体が支援していただいているという考えも私は持っているわけです。こういったことを40社も50社もみやま市の会社の方たちが集ま

って、何とか原発にかわるエネルギーを開発して、そして、できるだけこれを使わないと。

これですね、960トンの原油の削減、そして、1,300トンのCO<sub>2</sub>の削減ということで、これだけの発電をするには、普通の火力発電をすると年間960トンの原油が要るし、1,300トンのCO<sub>2</sub>が削減されるということで、もっともっと広げればもっとCO<sub>2</sub>が削減されるから、私は非常にすばらしいアイデアではないかと、このように思っているところでございます。これは私の政策としてやっているわけです。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。最後です。

○11番（内野英則君）

いや、最後じゃなくて、今の質問は私の質問の答弁にはなっていないと思いますよ。

一応私は一つの条例を、貸す基準の条例を制定すべきじゃないかというような考えを尋ねたわけですので、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これは、私は条例をつくる必要はないと思いますけどね。そんなに民間に、どこの民間にでも出すということではなくて、これは市の土地を使っただいて、しかも、国策に沿う政策だし、あるいはまた、福岡市でも北九州市でも自治体でやっているということでございますので、これはむしろ民間の方たちが市の政策に協力していただいているという考えを持っていますから。

○議長（壇 康夫君）

何でしょう。

○11番（内野英則君）

一応企業誘致というようなことから、この出資とかいろいろ判断をすれば、今後もいろいろな企業が出てくると思うんですよね。そういうのはやっぱり基準を、そのときそのとき協議してじゃなくて、ある程度の出資のルールとか、そういうふうなやつは私はつくっておくべきではないかというふうな考えを持っております。

それで、一応私は最後になりますが、行政が一民間企業の経営にかかわるということはいかがなことかなというような考えを持っております。そういうことであれば、第三セクター

方式で最初からそういうふうな事業に取り組むべきではなかったのかなという考えを申して終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次、ほかに質問ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

この間、何回かこの問題で議論をしておりますけれども、まだ全く議論になっておらないのが雇用問題です。十何年塩漬けになっておった公有地が今度は解決したということで、市民の皆さん方は大変期待があるわけですね。

きょう、市長の施策の方針の中にもありましたように、去年の12月で4万ちょっと。世帯数はふえておるけれども、人口は四百何人減っていると。そういう状況の中で何で人口が減っているかということ、学校を出ても仕事をする場がないので遠くに行かざるを得んということで減っているわけですね。

そういうことで、十何年も塩漬けになっておったのが今回実現したということで、活用されたということで、市民の皆さん方の中には何十人やろうか、何百人やろうかと、雇用がですね、そういう問題がかなりあるんです。この問題について全く話が出ておりませんので、具体的に数字をわかっておれば出していただきたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

あの高柳の土地は、数社、たくさん雇用する会社が今まで見に来ました。しかし、高压線が通っているからそういった会社は全くできないということで、これはどうしようもないから何とかひとつ活用したいということで、商工会とも相談いたしまして、太陽光発電が一番いいだろうということでやったわけです。

しかし、太陽光発電というのは、御案内のとおり、雇用は余りないわけです。恐らく今のところ3人雇用するということでございます、3人。1人はもう雇用しております。あと電気技術者とその他雑用をされる方、3人雇用されるそうでございます。

やっぱり雇用をふやすには企業団地をつくって、そして、企業を誘致しなければ本当の雇用には結びつかないと、このように思いますので、高柳の土地は企業団地としては非常に不

適格であったものですから、16年間も何をしても塩漬けになっておったわけでございますので、私は太陽光発電が一番適切ではないかと。ある市会議員さんも、あそこは太陽光発電が一番いいですよという御推薦もいただきましたので、そういうことをいたしたわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

そういう経過はわかりますけれども、今、ちょうどいみじくも市長がおっしゃいましたけれども、随分以前から商工会と打ち合わせしてきたんだという話ですよ。ということであれば、これだけ十何年塩漬けになっておる土地を3人ぐらいですとかということでは、これはちょっとおかしいと。

それから、同じですけれども、商工会とずっと使っておりますけれども、商工会というのはどういう意味ですか。商工会、例えば、みやま市議会の場合は壇議長がみやま市議会じゃないですよ。市議会というのは19人ですよ。議長は壇さんですけども、市議会というのは19人ですよ。ずうっと簡単に市長は商工会と打ち合わせをしてきた、商工会とずっとしてきたので随意契約じゃないとだめなんだというふうにおっしゃいましたけれども、商工会というのはどういうことですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は、商工会長にまず申し入れました。商工会長は、それを理事会で諮るということで、理事会に行っておりますので、これで商工会だと思います。それは、向こうでわかりましたと商工会長が言ったから、商工会でちゃんと諮りますということだから、その以降のことは私は関知することはできません。

それから、もったいないとおっしゃいましたけど、誰も16年間、どこも来なかったんですよ。それで、毎年800千円から1,000千円ぐらいの維持費が要っておりますし、あれは約3億円ぐらいの土地ですから、その金利も大変なものでございました。だから、何とかこれをしなければいけないということでやったところでございます。

それで、話が進んでおって、いざ契約になってから公募せろという議員さんもいらっしや

ったけれども、それは人間的にそういうことはできませんし、コロンブスの卵と一緒に、そういうことと言えば、最初からそう言われる議員さんがこれしたらどうかということで連れてこられたらよかったですけれども、それもせずに、契約するようになってから、いざ入札だというのは、ちょっと私はそれならしましよということ、これは40人に対しても言えなかったわけです。もうずっと詰めてきましたからね。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

ちょっとその前に8番議員にお願いします。賃貸の契約はもう成立していますので、出資の部分だけに対する質疑をお願いいたします。8番近藤新一君、どうぞ。

**○8番（近藤新一君）**

ずっと今までの説明を聞いていると、私たちは商工会にということで市長の説明があつておりました。今も理事会に諮ってあると思いますということでありますので、私がお聞きしておるのは、商工会の決定機関は理事会で決めるということなんですよね。私が聞いておる限りでは、商工会が理事会では決めていないということを聞き及んでおりますので、ちょっと今までの何回となく市長が商工会と打ち合わせしたというのが、説明が不十分じゃないかというふうに思いますので、これはかなり時間を置いて確認をしていただかんと、市長の答弁をそのまま私たちは信用して、商工会とずうっと打ち合わせして、理事会でもそういう話があつておるならやむを得ないなということもあつてしてきたんですけれども、私が聞いておる限りでは、今、商工会長とおっしゃいましたけれども、商工会長には私は聞いておりますけれども、商工会というのは理事会が決定機関というふうに聞いております。理事会の中では議論があつておらないというふうに私は聞いておりますので、こういう状況の中で20,000千円の出資を云々するというのは、ちょっと時期的にどうかなというふうに思います。

市長どうですか、商工会というのは理事会で諮ってありますか。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

諮ってあるかないかは知りませんが、商工会長が理事会でこれを発表するというので理事会にちゃんと報告をしてありますので、これは理事会でこういうことを――商工会でつくるんじゃないです。商工会が打ち合わせてこれをやったわけですから、商工会の理事会で

それを決定するのか決定しないのか、これは私は商工会の理事会の決定ではないと思います。商工会の理事会に報告して、こういうのがありますから皆さんどうですかと、商工会の皆さんでやりたいと思いますけどということで、それでいいと思いますよ。別に理事会に諮って、理事会でこれを決定するというような事項ではないと私は思いますので、差し支えないと思います。

○議長（壇 康夫君）

はい、終わります。

ほか質疑ございませんか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

質問は同じようになりますけれども、今まで市長は商工会に諮ると、商工会の会長に言ってお願ひしてまいりましたと、だから契約もいたしましたと。それから、20,000千円の出資も、銀行の融資ができなかったために信用の増進をするためにと行ってこられました。しかし、私、商工会の理事会に毎回出席しておりますが、商工会の理事会でそういう話は出ておりません。欠席した日も確かめておりますが、出ておりませんので、そこら辺はきちんと言ってもらわないと住民を惑わせてしまうと思いますので、そこはきちんと取り消しなり、きちんとしていただきたいと思います。

それから、先ほど20,000千円の補助金を銀行が融資しなかったから信用の増進ということでやられましたけれども、市が信用の増進のためにやるのであれば、市は保証人になるのですか。

それともう一つ、もし不測のときがあったときに、市は20,000千円だとすると2,000株で、ここの代表者の方たちは1,000株ずつ、そうすると株を一番持っている筆頭株主というんですか、余り私詳しくないんですが、そうなると思います。そうなったときに、もし不測の場合が起きないとも限りません。40円、42円で売電価格が20年続くところに示してありますけれども、これがいつまで続くかわからないし、立花会計事務所も保証できるものではないと言っております。そういうときに、市が8%でもうけがいいから、もうけがいいからといって出資して、何かあったときにどうするという取り決めはされているのですか、お願いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

まず、あなたは理事会では諮っていないと、理事会で報告もないとおっしゃいましたが、私が聞いたことによれば、会長さんか副会長さんみずからが中尾理事さんに協力をお願いしたいと、こう言われたけど、私は協力しないとおっしゃったということを聞いておりますので、あなたは理事でしょう、理事直接におっしゃったと。それは私が商工会長から、大田黒副会長から聞きましたですから、それをそんなふうにおっしゃったので、理事の方でも必ずしも賛成ではないのではないかなということの一つ思いました。

それから、これは20,000千円だけの株のそれで、市は全くそのほかの保証はやりません。そしてまた、この会社については96%、15年ないし20年、ちょっとわかりませんが、富士電機が保証すると言っておりますので、まず倒産とか破綻とか、それはほとんど考えられないと。保険にもちゃんとかたっております、保険にも。だから、万が一そういうことになったとしても、保険もかたっていますので全く心配はないものと思います。

それと、あと何やったですかね。

**○議長（壇 康夫君）**

以上ですね。10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

市長と言いつくすわけじゃないんですが、理事会の中で私にお願いされたりとかということはございませんでした。理事会の中では、みやまエネルギー開発機構が商工会の一会員として入るということで、それは加入されました。一般会員と同じ会費12千円だと、そういうことでございますので、私に相談されたということはございません。

しかし、相談はきのうありました。きのうの夕方電話があつて、もし修正動議を出すなら引っ込めてくれんかというような、そういう相談がございました。相談は、そういう相談でございました。

私は、この会社を本当に画期的ないい会社自体ではあると思っております。原発があれば問題になっているときに再生可能なエネルギーをつくり出すということ、それから、700軒、800軒分のあれはいいと思っておりますが、住民の皆さんが聞いてくれと言うんですね。だから言うんです。全部社長は市長のじっこんの人やっかんと言いなはるわけですよ。そこに何かすきつとしないものがあるんです。

**○議長（壇 康夫君）**



済みません。10番議員、質疑のみを簡潔にお願いいたします。

○10番（中尾眞智子君）続

だから、やっぱりそこまでいくには関連も言わないとわからないと思いますので、そこを教えてください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

会長、社長は株主総会で決めたんですよ。私が決めたんじゃないです。株主総会で瀬口会長、そして中原社長が一番いいだろうと。しかも、12億円の保証を銀行にしなければいけない。やっぱり資産的にそれだけの力のある人でなければ、例えば、私が社長になっても信用ないから全然だめなんですよ。そういった、まず株主総会で決めた。そしてしかも、12億円から15億円の銀行が保証できる人でないと、社長、会長になれないんですよ。そこをよく考えてください。そうしたら、やっぱり彼ら2人しかいないと。銀行も彼ら2人であれば12億円融資しましょうということで、株主総会で——私が決めたんじゃない。たまたま私とじっこんの方になったと。これは仕方がないことでございます。わかりましたか。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。3回目です。お願いします。

○10番（中尾眞智子君）

この試算表を見ますと、本当によく利益が上がる計算が出ております。20,000千円の出資をすると、最初は市長も8%で、それはよか利率ですばんもと何回も何回もおっしゃいました。しかし、市がそういう——これは皆さんの血税でございます。市長が持っているお金じゃないもので、そういう血税をもうかる、もうかると言われても、本当にもうかるのかもわからないし、もうかるかもしれない。不確定なそういうものに皆さんの血税を使っていいのか。しかも、条例もない、きちんとした出資。さっきはそげんいくつでんな出んばんも、もうせんばんもと言われたけれども、じゃあ、そうすると不公平になります。市のお金を使うのに不公平になります。

そういう部分では、そこをどういうふうに考えてやってあるのか。最後です。しっかり教えてください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

CO<sub>2</sub>を1,300トンも、あるいは年間960トンの原油を削減するのも、これは市だけであるためには相当なお金がかかるんですよ。これを20,000千円出資して、そこでしていただくなら、これは非常に環境にとっても素晴らしいことだと思います。

だから、私は市が積極的に参加すると。そのためにちゃんと国も一生懸命進めていますし、あるいは福岡市も、それから北九州市も自治体でやっております。そして、日本を代表する、はっきり言いますが、日立とパナソニックが来ました。それで、自治体と民間で力を合わせてやるということは素晴らしいことですねとまで言われました。

だから、本当に私に聞こえてくるのは、あなたにはそういうふうにならぬかという声がかかってくるかもしれないけど、私にはたくさん、いいことですねと皆さんおっしゃっています。また、商工会長も私にぴしっとそういうふうに言いましたので、あなたがおっしゃっているの——これは商工会長が言うことですから、私とあなたがどんなに議論しても、本人に証明してもらわぬことには、これはずっと行き違いだと思いますよ。平行線をたどると思いますよ。

だから、私は聞いたまま、ちゃんと理事会に報告して皆さんかたりませんかということを行いました。これは議決権でも何でもありませんから、理事会で報告すればそれでいいんですから——と思いますよ。そういうことで、ひとつよろしく御理解のほどお願いします。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

先ほどの説明の中で元気臨時交付金という事業のお話がありましたけど……

○議長（壇 康夫君）

何ページか、ページをお願いします。

○4番（荒巻隆伸君）続

歳入でいくとどこですか。

○議長（壇 康夫君）

14ページですね。

○4番（荒巻隆伸君）続

14ページですよ。その事業、3カ所ぐらいそれを活用する事業が行われると思うんですが、その3カ所はどれとどれとどれか。それと、3カ所の合計金額が幾らなのかをまず教えてもらいたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

地域の元気臨時交付金は、今回の国の補正予算に伴いまして交付をされるものでございますが、事業といたしましては、農業水利施設保全合理化事業、これはかん排水路の制水門の修繕でございます、事業費が40,000千円でございます。

それから、瀬高駅高柳線の街路の整備事業、これの事業費が31,100千円でございます。

それから、3番目として東町、堀池園団地の解体事業、これの事業費が75,000千円。

合計で、3つの事業を合わせまして146,100千円の事業ということでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

146,100千円ですけど、先ほどの説明の中にありましたように、国の補助のほかに残った分の8割の交付金が出るというようなことになると思いますけれども、そうすると、単純に今までの補助事業からすると、この交付金を活用すると多分3割程度ぐらいは交付金で今まで以上の、要は補助の3割が6割ぐらいになるんじゃないかと、そういう計算になるんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、たまたまなんですけど、近隣の自治体でこの臨時交付金を活用した22の案件の要望を出している自治体もあるんですよ。みやま市においてはこの3カ所なんですけど、こんな補助率のいいやつを3カ所しか出していない何か理由があるのか。

それと、各建設都市部、教育部、それから環境経済部それぞれで何カ所ずつぐらいテーブルにのったのか、その辺の詳しいことを教えていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

県を通しまして、国の補正予算の事業につきましては、各所管のほうに文書は来ているかと思うんですけれども、そういった中で各所管からこの補正予算を使って事業を早急に取り組むべきだということで上がってきましたのがこの3つの事業であったと。そういう結果であったということでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今の説明のように、みやま市では3カ所しか各部局から上がっていないと。よそは22カ所も国に要望を出していると。よその22カ所を聞かないと3カ所でよかったのかなと思うんですが、よそはこれだけ活用して、市の財政のために切り詰めてやろうという努力の足跡が見えるんですけど、3カ所というのはちょっと努力不足じゃないかなというふうに思いますので、ぜひこういった活用できる事業があったら大いに活用していただきたいと思いますが、市長いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そのとおりだと思います。（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑がまだ途中ですけど、暫時休憩をとりたいと思います。1時30分より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午後0時18分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開していきます。

それでは、議案第17号に対する質疑を行ってください。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

再度、34ページの投資及び出資金について質問させていただきます。

午前中にも何名かの方から質問があっていましたが、その答弁について、ちょっと理解できないところがたくさんありましたけれども、その中で、皆さん御存じだと思いますけど、10月1日に商工会議所会長の中原氏から要望書というか、出ておりますけれども、その中で30,000千円程度の出資とか、固定資産税の免税とか、もろもろな要望が出ているわけですね。そこで、10月1日に出ているわけですね。12月議会で用地の貸与の件で提案されまして可決しましたけれども、12月の時点でこの出資金について、議案に出るものと私は思っていたんですけれども、どういう理由で出せなかったんですかね。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

検討中でしたから。検討中でした。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、どうせ出資するんだったら、第三セクターになるわけですよ、市が出資する場合は。（発言する者あり）いや、第一セクターが官公庁で、第二セクターが民間企業で、両者が出し合えば、一応規格では第三セクターとなると私は……。

そこで、設立当初から出資して、そういうお考えは全然なかったわけですか。当初は市のほうから商工会のほうに要望してあるわけですね、つくってくれと。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

第三セクターというのは、資本金の25%を占めなければいけないわけです。これは110,000千円になりますのに20,000千円ですから、25%に達しませんから第三セクターにはなりません。

それから、当初からなぜ言わなかったかというのは、あの土地をどうしようかと、これはもう16年間も眠っているから、何とか活用する方法はないでしょうかということで、太陽光を

最初からつくるということではなかったんです。ただ、ある議員さんが太陽光にしたらどうですかと言われたので、ぱっと目が覚めたような、商工会議所と私と目が覚めたように、ああ、それをやろうかということで始めて、しかも、12億円という非常に大きな金が要るから、市議会でいきなりそれを持ってきたら大変なこと、またいろいろあなたたちが賛成していただけないだろうと思って、まず、民間でやって、そして、それがうまくいったら、これは市も参加して、お互いに力を合わせてやりましょうということで、後からしても別に問題はないと思いますけどね。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、市が12億円とかなんとかですれば反対するだろうと、私たちは全然そういうことを思っていないですよ。どうしたら市のために、住民の、市民のためになるかを考えて議会活動をやっているわけですから。そして、やっぱり理解に苦しむようなプロセスを踏んだやり方について、私は言っているわけです。

その中で、やっぱり出資するなら、その企業自体が企画力とか資金力とか、そういうのがぴしゃっと整った会社だったら出資条件に当てはまるかと思うんですけども、市のほうからつくってくれと言うてつくったですね、まだできたてのほやほやの会社に果たして20,000千円の出資金を出資するのが妥当かどうか、お尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから御説明をさせていただきます。

実は、冒頭質問がございました、今なぜなのかということでございますが、市長が、みやまエネルギー開発機構が設立されるに当たりまして、全協の中で10,000千円程度を出資も考えておりますというのはアナウンスされたと思っております。その時点でまだ確定はしていなかったわけございまして、内部でいろいろと協議をしたわけございまして、で、12月に出したいという意向も内部ではございましたけれども、実は皆さん方御承知のように、昨年7月の北部九州災害に伴いまして、その対応のために財政支出がふえてまいったのは事実でございまして、非常に厳しい財政状況でございました。で、企画財政課と協議した結果、

財調を取り崩してまでも出資するのもいかなものかなということで、12月過ぎたら執行残も出てくるんで、その時点で最終的には出資について金額を決めようということで考えたわけでございます。そこで期末を迎えまして、大体これくらいだったら出資は可能ではないかということで、今回補正をお願いしたわけでございます。そういうことでございます。

それと、10月1日の日、商工会のほうから要望書が参りましたけれども、実は1月8日付で、みやま新エネルギー株式会社の社長名のほうから、今回の事業については市民の出資による事業会社でございまして、市のほうからも出資による支援をいただきたいとの内容で、3月末までに出資をお願いしたい旨の要望書が参ったわけでございます。それを受けまして、塩漬けになっている市有地を活用したみやま市民出資による事業であるという点が1点でございます。市が出資することにより、市と連携をいたしました地元事業ということで、対外的にもPRできるのではないかとでございます。

3点目が、地場企業を育成したいとの思いで判断したものでございます。また、この事業がうまくいくことによって、塩漬けになっていた市有地からの賃借料、設備償却税、また法人税の収入が見込めるということで、事業益が市や市民の出資者の皆さんに還元されるよう出資して、発言力、そして指導力を確保しつつ、健全経営がなされているかどうかをチェックするためにも出資をしたほうがいいのではなからうかということで決断をしたわけでございます。

それともう1つは、出資配当金については、今回、1キロワット42円ということで国で設定をされておりますけれども、確認をいたしましたところ、売電価格の42円は国の公的機関によって決定されたものでございまして、42円で売電することによって6%の利益が確保できるといいますか、担保された設定価格ということもお聞きをしましたので、それを十分踏まえて今回出資を検討したわけでございますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ほか質疑ございませんか。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

関連した分で、34ページのみやまエネルギー開発機構の出資金でありますけれども、この分について私自身が思うのは、出す根拠づくりも片ややっていくべきではなかったのかなというふうに思うわけでありまして、先ほど市長の答弁でいけば、施策でやるということを言

っていらっしやいますけれども、それも進める、そして理解を得るためには、やはり条例含めて提案すべきではなかったらうかなというふうに思います。

それと、答弁の中では、今後こういった分は多分ないだろうということをおっしゃいますけれども、今後もこういったことがいつ出るかわからないということで、こういった部分をスムーズに進めていくためには、やはり条例をきっちりと整備して、それに基づいてこういった施策に取り組むということをお願いしたいというふうに思いますけれども、そこら辺はどういったお考えでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今回初めてでございましたので、今回の教訓を十分踏まえまして、そういった条例の制定も検討していきたいとします。大変いい御意見をありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

それに関する分でありますけれども、本当に重要案件というふうに私自身も思います。こういった重要案件については、3月補正予算で提案するのではなくて、もうちょっと議員のほうにも十分審議時間をいただいてできる環境を今後は御提案されるようお願いしたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

実は、前回の全員協議会の中で御質問を受けて御説明をしたいということで考えておりましたが、時間的な無理がございまして、我々執行部の考え方について御説明をする機会がございませんでした。このことについては深くおわびを申し上げますし、今後、十分説明ができるような時間をぜひつくりたいと思っていますところでございます。

○議長（壇 康夫君）

ほかございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）



私も、34ページか、20,000千円の出資についてお伺いをいたします。

皆さんいろいろおっしゃいましたけどね、私と感想は一緒、気持ちもね。要するに、これは資料が、これは企業誘致推進室が出したのが2月19日でしょう。そして、一般質問が22日の午前中だから、実質2日ぐらいしかないもんね。しかも、説明はこれなかった。だから、私は愚直に自分が感じたこと、長くなるかもしれませんが、いろいろと御質問をいたします。そして、よりよい回答をしていただけるように担当課のほうには事前に書類とか出していますので、よろしくをお願いします。

ずっと一応書いておりますので、読んでみます。

先回、私、何かちょっとはらかいて不必要な発言をしまして、要するに、十分な資料が議員のほうには渡っていないというようなことで、言葉遣いがちょっと悪くなったことは反省しておりますけれども、いずれにしろ、市長は言うたらんち言いなはったけど、私は連れっこんかんもということね、僕が聞いたから、だからいろいろ動いて、働いて、それで会って、東京から2人見に来たんですよね。それで、280円て言うたわけでしょう。それ事実だから、280円で。そして、例えば償却資産も要らないと。で、2年分は前金でいいですよというふうなことだったんだけど、一応100円に決まったから、それはいいと。

で、一応それで計算すると9,241千円、土地代がね。これを20年分とすると、184,820千円はもうけ損のうたわけね。それから、今度は3年分の償却資産がね、約ね、あれからみやま市へ、機構から見たらですね、46,306千円もあるね。この2つ分を合わせて約220,000千円ぐらいはもうけ損なっておると。

ところが、本社があるところは法人税がありますもんね。法人税というのは、本社がみやま市にあれば、東京にある本社よりも多く入るんですよ。だから、その辺についても、私も県のほうに確認したけど、担当のほうにも言うところけどね、じゃ、みやま市に本社があることにどれだけ利益があるか。法人税率があるでしょう、法人地方税とかあるんですよ、住民税とかね、それから頭割りとか。そういうのを後で教えてください。それが何ぼかね。そして、差し引いた分がみやま市の随意契約によることによる損失ということになります、一般的にね。それを1点お聞かせください。それが1点ね。

それから、次にですね、私たちも、今、皆さんが言っているようにね、市長さんが、要するに8%ぐらい回りよると最初お聞きしました、配当。その8%ということで、資料を見たら、これは棒線が引っ張ってある、配当のところは。配当は書いていない、この資料に

はね、みやま市のこのエネルギー、もろうたのには入っていない。で、市長さんは8%とおっしゃいましたので、それは……。

そして、今、市長は今度は、副市長は今さっき6%とかなんか……（「6%は利益です」と呼ぶ者あり）利益。それなら私が悪いということで。（発言する者あり）だから、それは経費もあるけんね。

**○議長（壇 康夫君）**

済みません、私語はやめて質疑を続けてください。

**○1番（田中信之君）続**

だから、あれでしょう。8%あるとこ、それは一応データとかで知らせてくださいと。だから、それを明確にする。だから、立花公認会計事務所は棒を引っ張っておるわけね。配当というのは、やはり取締役会が普通決めるでしょう。ほら、売り上げはあるでしょう、大体40年で決まっとる。発電量もあるね。ところが、経費があるでしょう。富士電機に払うでしょう。いろいろ経費もある。富士電機に払う分がふえてきたら、利益は減るわけですよ。ですから、一応8%と言われた根拠を出してくださいということですね。

それから、管理費、人件費は年間10,000千円となっていますね。今さっき3人——1人はもう商売やっといなるでしょうが。それは僕聞きましたから。あと2人も入れての10,000千円なのかね。人件費10,000千円で、ずうっと書いてあるわけですよ、この試算表を見たら、10,000千円。だから、その内訳を出してくださいということですね。

それから、役員がおるでしょう。今は中原電工が社長、それから瀬口勝一さんが会長でしょう。役員、今、2人ですもんね。それで、定款を見たら、役員は5人までと書いてあるわけですね。で、市長は副市長ば出そうかと、役員に。というようなことをちょっとね、それは個人的にだったかもしれんけど、一応お聞きしていました。これは実際そうされるんじゃないかと思いますね。

それで、役員報酬ですよ、役員報酬。これは当然、副市長はゼロ円でしょうもん。それから、じゃあ、会長、社長、これは幾らぐらい取っとつとかわからん。だから、それもね、出資して皆さんにもこれよるわけでしょう。だから、幾らぐらいもらえますとか、それはわからんじゃいかんでしょう。だから、できるだけ少ないほうがいいですよ、市民が出資しているんだから。だから、それをお知らせください。わからないのはわからないでいいけれども、市から出す役員に対してはゼロ円とか、それは言われるはずですばい。そこはお願いします。

それから、この中にですね、2番目だけど——ちゃんと書いてよ、メモね、答えば。この中に、こう見たら議決権、普通、株主はみんな議決権がありますもんね。ただ、日本航空はこの前のね、再生して株式上場していましたがね、それは、日本航空は外国人が3分の1以上いにかんから、それは3分の1以上の分に対しては議決権がないということと一緒にしょう。ところが、その分に対しても配当はやりよっでしょう。だから、国会でこの前、自民党の人が一般質問しよったけどね、そういう形はわかります。今度のみやまエネルギー開発機構に対しては、何で議決権がある株主と議決権がない株主を分けているのかね、そこをちゃんと説明してくださいよ。これ、書いてあろうが。何でそげんなつとるのか、議決権があるのと議決権がない株主と分けたのか。そこをお願いします。

それから、3番目ですけれども、市長は今まで区長さんとかに出資せんかんもということは何人か言われたでしょう。それは私聞いていますからね。そしたらね、人に言うごたない、自分はなしせんですか。それはそうやろう、失礼な話やろう。私もするけん、あんたも出資せんかんて言う——議員はどうですか。それは調べると思うけどね、議員とか、議員の二親等、政治倫理条例があるね。議員の二親等以内、それはなぜ出資できないのか。それはちゃんと法的に調べとっと思うからね。そしたら出資せんですか。よかと。俺もするよ。そうすると20,000千円要らんでしょう。副市長が5,000千円でよかたい。で、あなた10,000千円、もう20,000千円できたろう。俺も10,000千円出そうだんも。10,000千円以上出すけんがら、もう30,000千円できた。（発言する者あり）それそげんでよかじゃないですか。よかならよ、ほかにもするかもしれん。だから、それをちゃんと答えてください。（「忘れた」と呼ぶ者あり）何が忘れたね。自分が言うとっでしょうが、人に。出資せんかんもて。聞いて。

それから、何人言うたかんもち聞いて。何人に言うたかんも、あんた出資せんかんもて。これは法律的に問題があれば、それを言ってください。なければ出していいということでしょう。

それから、あとね、今度メガソーラーは、今、農地の分を除いてやっているでしょうが、で、農地の部分に対しても、市長とか個人的なあれで、ここは公募するばんもと——これは言いましたよ、公募するて。それで、じゃ、公募するならね、私もそれしていきますよ。公募ね、向こうは随意契約して、今度、こっちは公募せんないおかしいですよ。そして、そのときにはやっぱり条件をね、私は公募するばんもち言われたけんですな、それはまた水か

け論で、言うたらん、言うたになろうばってん、そこはやっぱりあれですばい、公募すべきですよ。大牟田も、これも公募でしょうが。自治体がね、随意契約ということが大体おかしかつですよ。だから、公募して条件をつけてもいい。で、大牟田の場合は、僕が聞いた場合、本社があるところは10ポイントだけアップやん。それくらいなら、まあ、いいですばい。10ポイント。そういう条件で公募する。で、高いところにやる。これが行政のやり方ですよ。だから、そこをお聞かせください。あるいは、条件をつけるのかどうかね。いいですか、4番目。

それから、あと、最初お聞きしたんですけれどね、要するに、福銀と西銀がだめやった。そこに、あと、どこがオーケーしたのかね。個人保証がやっぱり6億円ずつですか、そういうことをちょっと聞きますけれども、みやまエネルギー開発機構及びその役員に対しての金融機関よりの借入金額が今幾らになっているのかね、及び個人保証金額を明示してください。

それから、あと、福銀と西銀が断ったというけれども、その理由はどうしてでしょうか。それと、実質的にそういった債務保証とか借り入れをしている金融機関名と金額を教えてください。誰に対しての債務保証なのかね。多分2人だと思うけど。それが5番目ですね。

それから6番目、この資料、立花公認会計士事務所、これも柳川でしょう。ここも僕聞いたけど、いや、それはわかりませんか言うからさ。電話番号、後で知らせてくださいよ、立花公認会計士事務所、担当ね。多分、柳川だと思うけど。

その人が書いているコメントの中、小さな字ですからわからんですけれどね、下のほうに書いてあつてでしょうが。それによりますと、「富士電機による96%の15年間性能保証について、適切な専門家に15年間、96%性能保証がうたわれているか否か確認をとってもらふ必要があると考える」というふうに書いてある、ここにね。で、確認したか。あるいは、確認したら専門家の名前と連絡先を言ってください。いいですか。

それから、15年から20年は性能保証はないのかを、一応そこを確認ね。15年以降ですよ——も確認をとってください。

それから、「減価償却費は設備投資額1,250,000千円を17年定額法で償却した場合の額である」と、「株式会社みやまエネルギー開発機構、NPO法人オールウィン創造研究所が算定した金額で一致をしていない」と、「株式会社みやまエネルギー開発機構が算定した減価償却費は上記算定額に200%を乗じた金額であるが、根拠は不明である」と、こう書いてある。根拠は不明。200%乗じておると。この中に書いてあるんです、こまか字で。この中、

おたくが出した資料。(発言する者あり) 書いてあるじゃんね、見とらんとたい。下に書いてある、これは。一番最後のページ。一番最後の字、見てん。ここ、ここ。これ、これ。こまかろうが。(発言する者あり)

○議長(壇 康夫君)

1 番議員にお願いします。

細かいやりとりじゃなくて、要約して言ってください。

○1 番(田中信之君) 続

いやいや、細かい、それは質問やからいいでしょう。

○議長(壇 康夫君)

やりとりを途中でしないでください。

○1 番(田中信之君) 続

わかった。

だから、その200%を乗じたということを書いてあるでしょう。根拠は不明であるち書いてあつです。根拠は不明であるち公認会計士が書いておる。だから、これはちゃんと前もつて言うところから、確認したか返事をしてください。なぜ200%乗じたのか、その根拠を述べよと。

それから、この中にですね、この6 ページ、この中に登録株式質権者、これは俺はようわからんけどさ、名前が。それと、「累積投票によらないものとする」と、こう書いてあるんですよ、これね。これの取締役の選任決議は累積投票によらないものとするとの意味を教えてください。いいですか。6 ページですよ。(発言する者あり) どういう意味かわからん。累積投票によらないものとする。取締役を選任するのが、自分たちのこれは問題でしょうが。

それから、登録株式質権者ち何ね、これ。登録株式質権者というのは。名前。この用語の説明をしてくださいよ。これ、ちゃんと理解してから出資せないかんとでしようが、当然。知らんということじゃ、非常に職務怠慢ですよ、職員も含めて。

それから、これは剰余金の配当ですよ、配当が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。これもようわからん。配当というのはこっちから、普通、僕らが株を持っておるの、自動的に送ってくるでしょう。これやったら、何で3年間も配当を、丸3年を経過しても受領されないというのはどういうことかな、これは。こっちが申請せんと配当はやらんと。そこもちゃんと言うとつけんね、答え

て。当会社はその支払い義務を免れるというのは、払わんでよかちゅうことじゃんね、何か問題があつて3年間経過したら。こげなばかなことを書いておる、定款かなんかに。おかしい、これは。どういう場合ですかて、具体的にね。これも教えてください。

それから、次、7番目ですね。みやまエネルギー開発機構が富士電機に支払う設備費金額は、いつ、幾ら払うか。これはペーパーカンパニーでしょうが。実質は富士電機がつくっている会社ですよ。（発言する者あり）富士電機が、そげんじゃんね。で、富士電機に、いつ、幾ら払われるんですか、実際。（発言する者あり）当然くさん、一遍やけん。その明細、俺も勉強しているしよつとでしようが、それは。多かちゅうなら、それはでけんですよ。質問があるんだから、当然議員として責任があると、これ。

**○議長（壇 康夫君）**

1番議員、途中でのやりとりはやめてください。

**○1番（田中信之君）続**

向こうから言うけん、言いよつとたん。

7番目やろうが。それから……。

だから、富士電機がここでしょう。ここで高野副市長にお聞きしますよね。高野副市長は富士通関係に勤めよつたとね、前、ちょっとお聞きしましたね。富士通というのは富士電機の子会社ですよ。条例でもあるけれども、ここでもお聞きするけど、要するに、富士電機関係のね、それと資本関係をね、あなたの勤めた会社の役職名と、あなたが勤めた会社と、どういう会社か知らんけど、富士通の子会社か知らんけど、それと富士通の本体、今度注文したとこね、これとの資本関係があればね、もう事前に言うとるからね、教えてくださいということ言うておりますよ。

それと、あなたが教育長になる前に、株式会社ラウスから700千円、それとパーソナル情報システム株式会社、これから2,509,091円もらっているというふうに書いてある。この会社との富士通の関係があれば言うてください。これは政治倫理みたいにちょっとひっかかる件もあるんじゃないかと思つてね、そういうところをね、教えてもらえばいいんだから。

で、そこですよ、富士通に幾ら払うのかね。すると結局、この会社というのはペーパーカンパニーよね。で、富士電機に支払う金額がちょっとでもふえれば利益が減ってくるわけよ。あるいは取締役が、じゃ、今度ちょっともうかったとき10,000千円ずつもらおうかのと、ボーナスも10,000千円もらおうかのというたら、5人やったら1億円になるわけ。そしたら、

1億円で20年だから、20億円のうなるわけよ。だから、取締役会というのも非常にチェックする必要がある。

それから、あとはね、また同じような感じでね、この開発機構の会長の瀬口勝一さん、それから、社長に今までおられた中原巖さん、この人の会社はみやま市の指名業者なんですね。そいけんがら、私は個人的には中原さんは知りませんが、勝一さんは何遍か会っていますしね、特に時々お会いして、何遍か個人的にも会ったことあるけど、非常にね、いつもにこやかでしょうが。頭も非常に低くてね、感じがいいですよ。そして、市長、選挙のときも……だから、西原市長は非常にもうけてあつですよ、あの人のあれで。向こうはそうでもないかもしれんけど。って、私の感想ですね。非常に頭が低くて、いつもにこにこしてね、感じのいい人であると。しかし、その人は市長の同級生と。応援もずっとしてある。私も選挙のとき応援したと思いますけどね、そのときもいろいろつき合っても非常にいい人だなという感想は持っております。しかし、この人は指名業者であると。ですから、疑う人がおるかもしれん。ですから、今度の一般質問でも言いますけどね、

---

[ 発 言 取 り 消 し ]

---

○議長（壇 康夫君）

1番議員にお願いします。

今の献金云々というのは、この出資と関係ないかと思しますので、今の部分は削除させていただきます。

続けてください。

○1番（田中信之君）続

ですから、今んとからあれだけどね。だから、あと最後にですね、まあ、それは政治倫理のときにも聞きますから、ほかにもあれば言ってくださいよと。例えば、富士電機から献金があったかどうかとかね、それはないと思うけれども、やっぱり聞くのは自由じゃないですか。

それから、40社の……

○議長（壇 康夫君）

1 番議員、聞くのは自由じゃないです。これは予算のところの審議をしていますから、予算に関連した質疑をやってくださいと言っているわけです。

○1 番（田中信之君） 続

だから、予算に関連するじゃないですか。

○議長（壇 康夫君）

富士電機が出資どうのこうのは関係ないじゃないですか。

○1 番（田中信之君） 続

関係あるじゃないですか、それは。

○議長（壇 康夫君）

関係ありません。

○1 番（田中信之君） 続

そうすると、40社があると聞いたけど、40社のあれを公表してください。公表できたら公表してくださいよ。2人以外の40社。今、750,000千円でしょう、出資比率は。だから、2人が20,000千円ですからね、あとの分は40社は、誰かが、ほかの人が出資しておるといふうなことになるしますのでね、それを教えてください。

すると、今さっき副市長がおっしゃいました6%というやつ、これは何か資料とかあったらね、提出をお願いします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ここで、質疑が多岐にわたっておりますので、執行部整理のために一旦休憩します。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 27 分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開していきます。

1 番議員の質疑に対して、執行部の答弁をお願いいたします。西原市長。

○市長（西原 親君）

多岐にわたっておりますので、全部答えることができないかもしれません。漏れたら、また言ってください。一応答弁いたします。

まず、市は随意契約により、少なくとも184,820千円の利益を失っているということでご



ございますが、あなたが2人、何か2社連れてきたとおっしゃっていますが、（発言する者あり）2人連れてきた。（発言する者あり）ああ、そうですか。これは、あの土地を考えると、まず、高圧線が通って使えない。それから、非常に高柳の人たちがいろいろなクレームをつけてきた。そういうさまざまな悪条件を考えて十分話し合った上で、140円が適当だろうということで、ただ見てね、これは何もせんやつが280円ばいというようなことじゃ、これは私は納得できません。

それから、46,306千円も償却資産税を失っているということですが、これは全額を免除した場合のことです。太陽光発電システムを設置した場合は、地方税法の特例により3分の1が課税免除となっており、このことは国内に太陽光発電システムを設置すれば、どこにでも適用されますので、これは該当いたしません。この2つ、それでわかりましたね。

次に、出資額に対して年8%の配当があると、本当かと、こうおっしゃったんですけど、この立花公認会計士事務所の試算表を見ますと、議員もごらんになった立花公認会計士事務所の試算表は、富士電機と共同で綿密に、しかも、かなり厳しく計算し作成したもので、融資金融機関もこれならば間違いのないだろうとの見解を示したもので、信用性の極めて高いものと確信をいたしております。

議員もごらんになったように、この試算表によれば、税引き後、開業1年目は57,000千円、2年目以降5年目までは千数百万円、以降、毎年利益は上昇し、7年目、15,000千円、10年目、18,000千円となり、パネル等固定資産の減価償却が終了する18年目から20年目までは75,000千円の利益を生み出すようになっておりますので、110,000千円の資本金に対する配当8%程度は十分可能と思われれます。立花公認会計士事務所の試算表で配当の箇所に棒印があるのは、配当は最終的に会社が決めることですので、棒印がつけてあるものと思います。市としても、できるだけ8%前後の配当をするよう会社に要請していきたいと思っております。こういうことですね。

それから、人件費ですね。1人の——私はよその会社だから、どれだけ要るかわかりません。（発言する者あり）いんにゃ、聞いておりません。（発言する者あり）教えないんですよ、会社だから。

○議長（壇 康夫君）

1番議員、静かにお願いします。

○市長（西原 親君）続

そこまで教えないんです。だから、私がそういう関知する、これが成り立っていつているんですから、もうそれでわかりましたと言うほかないです、十分。3人は雇うと聞きました。

それから、まず、このことですけどね——これこれ、あなたがおっしゃった。これはね、実はオールウィン創造研究所というのがこういう試算表をつくったそうです。ところが、オールウィン創造研究所がつくったんですけど、立花公認会計士事務所が新しくこれをつくったわけです。で、オールウィン創造研究所がつくったやつはこういうところに問題がありますということで、これをつくったから、これは私たちが関知する問題でもないんです。オールウィン創造研究所がやったのを立花公認会計士事務所がこういう問題がありますといって新しくつくったから、これを信用するほかないじゃないですか。（「関知しない」と呼ぶ者あり）うん、これは関知しないですよ。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

済みません、何回も議長が注意しよつとに、2人のやりとりはちょっとおかしいけん、今度あつたらびしゃつとやめさせますから。

○議長（壇 康夫君）

まだ答弁が終わっていませんので、待ってください。

○市長（西原 親君）続

次に、議決権を有する株主と議決権を有しない株主の違いであります、会社法第308条第1項で、株主は、株主総会において、その有する株式1株について1個の議決権を有することを原則としています。しかし、同条第2項では、自己株式については議決権を有しないなど例外の規定があります。今回、市の出資に対しては、当然議決権を全て有します。全て議決権を有する株主ばかりでございますので、御心配なく。（「ほかの人は」と呼ぶ者あり）ほかの人も全部議決権があります。

○議長（壇 康夫君）

済みません、1番議員、発言は慎んでください。

○市長（西原 親君）続

それから、市長及び議員が会社への株式投資を禁止する法令等の規定はなく、結論としては、通常において市長及び議員が個人の経済活動として会社への出資は制限されるものでは

なく、可能であると考えます。（「可能」と呼ぶ者あり）はい。ただし、本市の政治倫理条例第3条で政治倫理基準を規定しており、同条第1項第1号、市民全体の奉仕者として、その品格と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことに反することのないように留意しなければならないことは当然のことです。私は、これは出資することはこういうことに当てはまらぬと思います。出資してもいいと思います、市民の会社ですから。あなたも市民ですから。みやま市の市民でしょう。韓国の市民じゃないでしょうが。だから、いいと思いますよ。

それで、なぜ私が株式会社みやまエネルギー開発機構に出資しないのか。私はお金を持ちませんから、あなたがおっしゃったようにお金を全く持ちませんから、出資できません。いいですか。

それから、市長は区長等に出資を呼びかけていると聞くが、本当かと。これは一番の問題だけど、私は、実は広報紙に出資を呼びかけるということで吉開総務部長に言ったけど、これはちょっとなじまんからということから、こういうシステムがありますということをしてだけ多くの人に知らせる、これは私が出資してくださいと言うと大変問題になる可能性があるから、それは一切申しませんと。こういうシステムで会社をつくらうと思っていますので検討をしてくださいと、お知らせしますということでは言っているんですよ。全然、誰にも出資してくれと言った覚えはないんです、最初から。

それで、勘違いされた方もいらっしゃると思います。私が言ったから出資せやんばいち。だけど、私は100社ぐらいの方に回っていた。それで、40社ぐらいの人だけ出資、あとの人は出資しなかったんですよ。これ、自由ですからと、決して私がお願いするものでもありません。ただ、広報紙でできなかったから、できるだけ多くの方に知らせにやいかんということでは知らせたんですよ。（発言する者あり）ああ、そうです。

それと、あと何やったですかね。——それから、農地ですね。これは3万坪一度にですね、みやまエネルギー開発機構とも契約していますので、あの農地は公募しません。ただし、みやまエネルギー開発機構が新しくまたパネルで太陽光発電をしたいということで、市の土地を利用するときには必ず公募しますから、高い人を連れてきてください。いいですか。必ず公募します。しかし、あの3万坪については、もう公募しません。

しかも、これは随意契約とおっしゃるけど、これは随意契約じゃなくて、最初から、この土地をどうしようかということで練りに練って考えて、そして、これがいいだろうというこ

とで、ずうっとしてきたんですよ。それをもういよいよできるようになってからね、いや、公募せろというのは、それは人間としてできませんよ。それはもう誰でもわかることです。コロンブスの卵と一緒に、した後にやっても、そういうことは許されんですよ。だから、それはあなた理解してくださいよ。あなたも血が通っておる人間なら、それぐらいわかるはずだと思いますよ。よろしくお願いします。

あとはちょっと執行部に答弁させますから。

**○議長（壇 康夫君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

では、私に対する質疑についてお答えをいたします。

まず、1点目でございますけれども、売電価格の42円はということで質問をいただきましたけれども、これはコンサルの富士電機に私が確認をしたところ、国の公的機関によって決定されたものであり、42円で売電することは、6%利益が担保された設計価格と富士電機は捉えておりますということでございましたので、設定価格と聞いておりますということで私は今答弁をしたところでございます。（発言する者あり）はい。

2点目でございますが、私の前職の履歴、経歴でございますか、この件につきましては、今回の議案と何ら関係はないと私は解釈しているところでございます。富士電機と富士通に勤めておりましたけれども、これは古河財閥の同じ会社ということであって、で、私は富士通時代も役員でもなんでもございませぬし、富士電機をどのような形で聞いておられるのかわかりませぬけれども、今回のコンサルが富士電機になったということにつきましては、私は一切関係がございませぬので、何をもって私の過去の仕事と何が関係あるのか、私は理解できないでおります。

それから、政治倫理条例という話が出ましたけれども、政治倫理条例につきましては、政治倫理の委員の皆さん方にも素直に出しておりますし、それが問題であるのであれば、どうぞ御指摘をいただいて結構でございますので、私は何ら問題のないデータを出しているつもりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

ほかはないですか。（「言うてよか」と呼ぶ者あり）さっきの1問目の再度ということで

許可します。1番田中信之君。（「漏れているところ」と呼ぶ者あり）はい、漏れているところの指摘。はい、どうぞ。立って1番。（「反論は言う、質問だけ」と呼ぶ者あり）さっきの1番目の最初の質疑で漏れている部分だけ再度。（「漏れている部分。余りいっぱい言うたけん。例えば、この中に書いているようなことば言うたでしようが」と呼ぶ者あり）今の答弁で、1問目に漏れたという判断をされる所を再度確認してください。（「漏れたと思われる所をじゃあ言いますよ」と呼ぶ者あり）

○1番（田中信之君）

そしたら、株式会社みやまエネルギー開発機構及びその役員に対しての金融機関よりの借入金額、個人保証金額を明示せよ。

福岡銀行、西日本銀行は融資を断ったと聞くが、その理由を述べよ。

金融機関名と借入金額及び保証金額をわかりやすく提示せよ。条件等があったら、それもつけてと。

いっちょいっちょ言わんとわからんめ。

○議長（壇 康夫君）

一回一回あれしませんので、まとめて、幾つ漏れているか。

○1番（田中信之君）続

漏れとったら、また言いますよ。

○議長（壇 康夫君）

それだったら3回目、もう終わりですよ。

○1番（田中信之君）続

今のは3回じゃないやない。

○議長（壇 康夫君）

だから、今の1回でやってくださいと言っているじゃないですか。

○1番（田中信之君）続

制限ばっかりするもんな、議長は。非常にけしからん。

そしたらね、それが1点でしょう。

それから、立花公認会計士事務所が富士電機の96%、15年間の性能保証について、適切な専門家に15年間、96%性能保証がうたわれているか否か確認してもらう必要があると考えると。これは、立花公認会計士事務所が指摘しておるわけよ。だから、これをしたかどうかを

聞いておるわけでしょう。したなら、誰に確認したか、これを述べてください。これは立花公認会計士事務所が指摘しておること、せやこてということをお返事ないでしょう。

それから、じゃあ、15年以降から20年はどげんなつとるか、それも確認してくださいと言おうたでしょう。

それから、減価償却費は設備投資額1,250,000千円を17年定額法で償却した場合の額であると。株式会社みやまエネルギー開発機構、括弧してNPO法人オールウィン創造研究所が算定した金額と一致していないと。株式会社みやまエネルギー開発機構が算定した減価償却費は上記算定額に200%乗じた金額であるが、根拠は不明であると書いてあるから、この理由を説明しなきゃ、なぜ200%乗じたか、その根拠を示せというふうに述べていますよ。

(発言する者あり) 言っていないよ、それは。(発言する者あり) いやいや、違う。(発言する者あり) いや、だからね、これは提出しているのはみやま市のね、これは企業誘致推進室が出しておると。これが全責任を持たないかんわけ。書類を出しておるのはみやまエネルギー開発機構じゃなくて、みやま市の企業誘致推進室が出しとつとよ。だから、説明する義務がありますよ、答える。

それから……(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(壇 康夫君)

ちょっと待ってください、まだ。

○1番(田中信之君) 続

だから、そしたら、これはまだ1回目のあれやけんな。

すると、登録株式質権者、それから累積投票とか、ここも答えとらんですばい。

それから、剰余金の配当が、その支払い開始日から丸3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるとあるけれども、これはどんな場合か、それをしてくださいと、これ答えとらんでしょうが。

今思いついたのはそのくらいばい。

○議長(壇 康夫君)

じゃ、今の点について。西原市長。

○市長(西原 親君)

今の件は、オールウィン創造研究所がこういう試算表を出したときに、今、あなたがおっしゃったような問題点があるから、立花公認会計士事務所がこういうことがありますよとい

うことで、みやまエネルギー開発機構に言って新しい試算表をつくったんですよ。だから、これはあくまでもオールウィン創造研究所と立花公認会計士事務所のやりとりで、立花公認会計士事務所しかできないんで、だから、この試算表はもう破棄しているんです。だから、ここに議論しても何にもならないんです。そうでしょうが、これでやっているんだから。これは最初、オールウィン創造研究所がつくった試算表はもうだめですよと、こういう問題があるから、ここに作りましたと言うから、それをわざわざここで議論する必要ないじゃないですか。（発言する者あり）それは、理由は知らんですよ、そげんことまで。

それと、銀行がね、何で西銀と福銀が断ったか。それは私はわかりませんよ、何で断ったか。それまで、あなた聞かんですか、向こうに。

それと、今度は何億円保証しておるか、それはちょっと個人情報で言えませんよ。かなり保証しておると思いますよ。（発言する者あり）おりとっですよ。だけど、それは言えませんよ。

それと、96%は私の目の前で、瀬口会長と中原会長と私がおるときに、富士電機が96%、15年間保証しますということで明記しますということで言うたから、誰がそれをね、専門家がそういうことをしたのか、富士電機が96%保証しますで、それでいいじゃないですか。別に、誰が言ったか、そんなことまで調べる必要ないと思います。富士電機を信用して、明記しているんですから、あと5年間についてはもう償却がほとんど終わるから、十分利益が出るから、もう保証しない。ただ、保険は20年恐らく掛けているはずですよ。それで十分利益が出るようになっているんじゃないかと私は思っていますよね。そういうことです。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうからもひとつお願いなんです、今回の金融機関の融資については、みやま市が銀行に対して融資を要請しているような質問でございますけれども、みやま市が銀行に対して、この事業に融資をしてくださいとお願いしているわけではございません。これは、みやま市は事業主じゃないんです。そこを間違わないで御質問いただかないと、いかにも我々が経営権を握って、我々がやっているような質疑になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「いや、1回目のやつが残っておるが、答えとらんとが」と呼ぶ者あり）次、1番、2回目です。（「2回目じゃないよ。1回の質疑に答えとらんじゃんな、言うたつが」と呼ぶ者あり）2回目です。あとは答えませんというような答弁がありました。

（「答えませんじゃないやろうもん。だから、3年間の配当とかも」と呼ぶ者あり）立つてから発言してください。1番田中信之君。

#### ○1番（田中信之君）

まだ一番上の質疑が答えとらんとですばい。だから、これに書いてあることがね、少なくともこれは市が出しておるところだから、これは理解して出さないかんとですばい。そして、これをいや、わかりませんじゃいかんよ。これは市の名前で企業誘致推進室が出しとつとやろう。これ、資料として。

で、結局、配当が3年間ね、ここも数えとらんめ。剰余金配当がその支払い開始日から満3年を経過して受領されないときは、当会社はその支払い義務を逃れるち書いてあるけどさ、こげなこと普通の会社はせんけどち思うけど、これは何ね。だけん、どういう場合がそげんなるかいちゅうとも答えとらんでしょうが。

それから、累積投票というのも答えとらんめ。取締役の選任決議は累積投票によらないものとするちゅうけん、累積とはどういうこつかとか、そこも答えとらんですばい。

#### ○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

#### ○副市長（高野道生君）

これはあくまでもですね、皆さん方に御理解いただくために参考資料として出したわけでございます。で、左上に書いてあるように、この作成は立花公認会計士事務所て書いてあるんですよ、作成は。（「この資料や」と呼ぶ者あり）そうですよ。で、この中身、これは我々が書いたわけじゃないんですよ。そこらを何で我々に聞いて、じゃ、相手が書いたですね……（発言する者あり）いや、それは参考資料として御理解いただくためにつけましたということですよ。資料を出しなさいということを言われたでしょう。だから、出しただけじゃないでしょうか。

で、質問があれば、立花公認会計士事務所に聞いてください。我々がこの内容について一々コメントする、そういうことはできません。申しわけないですけど。（発言する者あり）いや、だから、聞きに行ってくださいって言っているんですよ。（「株主総会で承認さ



れたっですよ」と呼ぶ者あり)

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

私でわかる範囲でお答えしますが、まず、定款の内容についてお尋ねしてあると思います。ただ、定款は会社側がつくってありますので、私の知識の範囲内で説明ということによろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、議事録の保存期間は10年でよいのかというような質問だったと思いますが、会社法第371条本文中に、取締役会の日から10年間と規定されておるわけですね。そういう規定に倣って定款をつくってあるということで、これを延ばすことはできるだろうと思うわけですね。短くすることはできない。

それと、第24条累積投票とはというのは、会社法第342条に規定されて、選任する取締役と同数の議決権が与えられること——よろしいですか。もう一度申し上げますか。会社法第342条ですね。選任する取締役と同数の議決権が与えられること、選任する取締役が3人おり、3株所有していれば9票持つことになる。1人に9票でもよし、それぞれでも可能。ほとんどの会社では採用されていないということですが、会社法ではそういう累積投票というのがあるということですね。

それと、ほかは第29条の2項で、剰余金が3年経過しても受領されない場合、その支払い義務を免じることができるとなっているが、請求しないとできないのかという質疑だったかと思いますが、株主に通知することが求められているため、株主からの請求主義ではない。ただし、通知等を行っても株主が住所変更したことを告げずにいた場合は、当然株主の責任となる。郵便等が届かず5年経過した場合には通知を省略できるということで、これは会社法の第457条、そういう法律にのっとって定款を作成されておりますので、恣意的に定款を決められたものではないということを御了知願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

次、ありますか。3回目ですよ。（「2回目たい」と呼ぶ者あり）3回目です。（「3回目じゃないばい」「延べ5回よ」「何が5回か」と呼ぶ者あり）1番、これで最後です。

（「2回目ばい」と呼ぶ者あり）お願いします。（「おかしかもん」と呼ぶ者あり）

## ○1番（田中信之君）

そりけん、今の市長の答弁によりますと、市長も、我々議員も、出資しても法的に問題がないと。ただ、市長はお金を持たないから出資したくてもできないと——したくてとは言っていないけど、できない、しないということやったでしょうが。そうすると、副市長と三役はまあまあできる可能性はあるということでもんな。（発言する者あり）したっちゃよかでしょう。そいけん、私も出資しようと思っっていますが。

そして、要するにここにね、第27条、取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の議決において定めると。非常に取締役が重要なあれが持っておるわけやね。それで結局は富士通、ちょっと気分を害されたかもしれんけどね、要するにあなたは——あなた、富士通ですか。（「富士通」と呼ぶ者あり）富士通でしょう。すると、富士通の親会社が富士電機ですよ。それはよく御存じだと思います。そして、何かほら、お金をもらった会社が富士通の子会社、関連会社、全然違う。（発言する者あり）まあまあ、後でいいから、それは。

だから、私からすると、政治倫理条例みたいなものがあるでしょうが。市長も瀬口さん、瀬口組と瀬口舗道からの前、給料はもう辞退してあつでしょう。辞退してあつでしょうが。そいけん、これは一般質問で聞いとっじゃん。だから、私が思うにはね、じゃ、副市長が役員に入るげなばんと、この人は前、富士通げなど。今度は富士電機がやっかんてすると、一般の人、疑うわけよ。そうすると今度は、この会社はね、ほとんどペーパーカンパニーですよ。富士電機がメインや、これな。で、結局、富士電機に支払う経費とか、メンテナンス費用とか、いろんなのが出てくると思う。そこに多く払えば、利益が当然減ってくるわけ。非常にこうチェックせないかんわけね。俺みたいに嫌われる者がおってさ、この効果はどうやということでチェックすることが、やっぱり市民が40人も入っとるならね、またこれからも必要だから、配当は私がチェックしたいと思っています。ですから、ぜひ私は10,000千円以上出して取締役立候補しますので、よろしく願います。そういうことですからね。

ですから、そういった疑いがないようにね、やっぱり税金を食い物にするとかさ、そういうことを何か市民の皆さんが感じないような行政運営をしていかないかん。それは私は非常に強く思いますので、ですから、副市長もね、いや、それは絶対ありませんよ。（発言する者あり）いやいや、ばってんね、普通の人が見たら、富士通は富士電機の子会社やないかと。ずっと長年そこに勤めとったやないかと。そういうことが経歴であるもんだから、

太陽光パネルもいろんな会社があるわけよ。しかし、なしそんなら富士電機やっかのち、こげんなるわけですたい。だから、そこら辺おたくもね、きちっと説明責任があるということ  
を僕は言うておるわけ。

**○議長（壇 康夫君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

過去、富士通を退職後、ラウスとパーソナル情報システムというところに勤務をいたしました。1社は顧問ということでございますけれども、富士通の資本が一切入ったところでは  
ございませんで、（発言する者あり）はい。ただ、富士通の製品を販売している会社でござ  
いました。

それから、富士通というのは御承知のように富士電機でございまして、富士電機の通信部  
門が分かれてできた会社でございまして、今は資本金から全て逆転をしているということで、  
富士電機の指示のもとに富士通が動くというようなことは一切ございませんで。

で、今回のコンサルに富士電機が採用されたということは、私は一切知りませんでし、  
（「そうですか」と呼ぶ者あり）知りませんで。全然知りませんで。で、このパネルというのは、  
これはシャープということで私は聞いておりますけれども、富士電機とシャープがどういう  
関係にあるのか、これも私は存じ上げておりませんでし、これをです、もう疑いの目で見れ  
ば、全て何もできないんじゃないですか。だから、そういう疑義があつて、何らかの形で私  
が強力に富士電機を推したとか、そういう事実関係があれば、どうぞ言ってもらつて結構  
なんです、全く根も葉もないようなことをです、ただ思いだけで言ってもらつと、私も  
私の人権にかかわりますので、はっきり言いますけれども、私はそういう不正なことは一切  
しておりませんで。何回も言いますけれども。それだけは理解してください。私も生活が  
ございませんで。

**○議長（壇 康夫君）**

これで1番の質問を終わります。

ほか質疑ございませんで。5番瀬口健君。

**○5番（瀬口 健君）**

今の問題、長々とです、田中議員の細々した質問でよくおわかりになられたらうと、す  
っきりしなつたじゃなからうかなと思います。

それと、上津原議員のこの融資で、市長の回答が条例化を考えるとということで、そういうことを考えると、別に何も無いんじゃないかなというふうに私は思っております。当然、市の行政というものは、自分のまちの育成を図っていくというのが当然のこととございまして、これが個人企業に何のかんのというようなことであれば、ほかにも類似するようなことはいっぱいあるんですね。突き詰めていけば、商工会や漁業組合とかに補助を出せんというようなことにもなりましようしですね、私はこれはいいもんじゃないかなということで、どしどし進めていただければというふうに思っております。

今からが本題でございますので。

この補正予算で災害復旧の云々がちらちら出てきておりますが、私が聞きたいのは、この補正予算に昨年7月の九州北部豪雨災害ですね、これによる義援金、これが載っていないと。恐らく県のほうでは12月でこれは締め切つとるわけですね。締め切つとるんで、ここで補正予算に載せてもいいんじゃないかなというように思ったわけですね。

それと、義援金ということになると、事情等でこういうのは予算書等には載せなくてもいいというようなこともあろうかと思いますが、こういうことになると、本当にたくさんの方からみやま市の復興・復旧を願って多くの義援金をいただいていると思うんですね。これがいつの時点でこういう報告をきちっとしていただくのか。

それと、今、県のほうから幾ら来て、市のほうでは直接幾ら来たのか全くわからない。これは補正予算ではそれが載っていないので、ほかのものについては災害復旧工事の何のかんの云々がちらちら小さな数字で載っていますので、この義援金について、ちょっとお尋ねをせにゃいかんということで、今ここに立っておるわけですが、今申しましたように、県からこのみやま市のほうには幾ら来たのかですね、配分金がですね。その中に、県からの配分金と市独自で、市に直接持ってこられた分と、いろいろあると思いますので、そこら辺の金額を教えてくださいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

まず、義援金の流れということでございます。

今回の九州北部豪雨災害に対する義援金につきましては、被災自治体が直接、みやま市が直接個人や団体から受け取っているものと、日本赤十字社等に寄せられたものを被災自治体

の存在する自治体や県から配分されるという、両方の形がとられているところでございます。

福岡県においては、被災された方へ被災の状況に応じて公平に配分するという事で、被災自治体が直接受け入れた義援金、それと県のほうに寄せられた分を含めて、日赤等を通じて集まった、県が受け入れた分を合算して、被災の状況に応じて配分するという事で現在なされております。

本市におきましては、義援金配分委員会において、福岡県の配分基準に基づいて被災者のほうへ配分するという事が決定されておまして、昨年11月26日だったと思いますけれども、10月末に直接市が受け入れた分、個人あるいは団体から受け入れた分が8,098,807円、それから、県が受け入れて市のほうに配分された金額が42,540,193円、合計の50,639千円、これが昨年、県から受け入れた分と合わせて被災者のほうに配分した分でございます。

その後、配分した後も義援金等寄せられておまして、この分につきましては、現在、2月27日現在になりますけれども、本市が直接受け入れている義援金は、追加分で4,950,846円、前回配分いたしました分と合算すると、本市に直接受け入れた分の合計は、累計で13,049,653円、それから、福岡県のほうから入金されているのが、今回6,228,118円受け入れをいたしております。累計で、県のほうから配分されている分が48,768,311円、合計といたしましては、前回配分後の合計、今、残金として残っている分が11,178,964円、前回配分分と合計いたしますと61,817,964円、全体の合計で61,817,964円となっております。

なお、義援金につきましては、現在のところ、3月末までを受け入れするという事で予定をしております。追加分、最終的な配分については4月以降には行いたいと。できるだけ早目に集約をして配分はしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

数字は大体わかったわけですが、この数千万円ですよ、今まででは48,000千円ですか、これを県の規約に基づいて配分したと言われるんですが、それはどういう項目かということですね。これが1つですね。

それと、今、少し苦情がいろいろ来ておるんですが、これは柳川でも来たようでございますが、自動車の損壊、そういうとには全く現金は充てられていないということでございませ

て、田畑にも充てられていないと。みやま市も県の趣旨に従ってということになると、恐らくそうじゃないかなというふうに思うわけですが、義援金をやられた方の気持ちはどうかなということだと思いますね。県の規約に従ってというならば、この義援金というのは、こっちに義援金として預けられる方は、被災者の方へということで上げられるわけですが、この被災者というのは県の規約だけが被災者になつてですか。どういう理解をされておるかですね、ちょっとお聞きしたいんですけどですね。

**○議長（壇 康夫君）**

馬場総務課長。

**○総務課長（馬場洋輝君）**

まず、県の配分基準でございますけれども、一般的に義援金というのは被災に遭われた方の生活復旧、支援ですね、という趣旨で寄せられる分だと承知しておりますけれども、福岡県の配分基準ということで申しますと、人的被害、それから住家の被害、これの2種類に分かれております。人的被害でも、死者、それから重傷者、長期の重傷、それから短期の重傷、それから住家被害につきましては、全壊流出世帯、それに半壊世帯、それと床上浸水世帯という3区分になっておるところでございます。おのおのに配分基準ということで割合が設けられておりまして、人的被害の死亡者については10ポイント、重傷者で3カ月以上治療が必要な場合は5ポイント、重傷者で3カ月未満の治療を要する見込みの方については3ポイント、全壊流出世帯の場合は2ポイント、半壊世帯の場合は1ポイント、それから、床上浸水世帯の場合は0.2ポイントということで配分がなされております。

みやま市におきましても、市の地域防災計画においては、県の配分基準をもとに配分をするということで原則的にはしております。ただ、別に基準を設けて配分する場合は、市の配分委員会の中で協議して決定するということになっておりました。

みやま市といたしましては、9月末に県のほうから配分金が入金されまして、10月に被害が大きかった校区の区長会長さん2名、それから社会福祉協議会、民生委員、商工会、JAの代表者など9名による配分委員会を設立いたしまして、配分計画について協議をいたしております。

協議の中では、県の配分基準とされた人的被害、それから住家被害だけでなく、商工業者等々への被害を受けた方への配分はできないかということで協議検討がなされております。その際に、被害を受けた住民については、ほかに農業、漁業関係者、それから一般のサラリ

一マン家庭、いろいろな方が被害を受けてあるということで、個々の被害の程度も異なっていると。で、市内全域に及ぶ個々の被害状況を把握して、おのおのの被害の程度に応じた義援金の配分についてはちょっと無理だと、困難だという点がまず1点です。

それから、今回の災害については、本市だけの災害ではなくって、県内で、今回、県からの義援金の配分等は20市町村にまたがっております。本市と同様に、県からの配分基準に基づいて近隣でも義援金が配分されるということで、本市で独自の基準を設けて配分することとした場合は、人的被害、それから住家被害において同じような被害を受けた方で、隣接市との義援金の受け取る金額が違ってくるということになれば、逆に被災者の方にとっては不公平感が生じるのではないかということ。それから、年末までに早目に配分された分については、被災者のほうに配分をさせていただきたいということで、時間的にも個々の被害状況まで把握する余裕がなかったということが1点。

それと、東北大震災の際の義援金についても、同じように人的被害、住家被害について義援金の配分がなされているということで、総合的に判断して、県の配分基準に基づいて配分したほうが良いということで最終的な結果になったということでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

被災者の程度の度合いを理解するというのは非常に困難であるというようなことですが、これは困難であるというのは、一生懸命被災された方たちを自分たちで、自分のまちの人たちの被災者に対して、そういうのは非常に失礼な言い方じゃないかなというふうに思います。義援金を上げられた方は被災者の方々にということで上げられておるわけですね。被災者というのは今おっしゃったごと、県の基準で言えば人的被害と家屋、それも話に聞くと、床下は全くないと、自動車もないと、田畑についても全くないと。区長さんたちに話せば、ある程度のことはわかってやないですか。今からでもですね、私はぜひそういうのはやってもらいたいと思うわけですけどね。

それと、商工会のほうはそういう義援金が回らんということで、もうだめだということで、商工会独自で本郷地区のほうとかはされとつとでしょう。多分そうだと思うんですが、そういうこともされておるんですから、行政のほうでわからんということが私はおかしいと思

ます。

ですから、義援金をやられた方の気持ちになれば、そんなに基準でぼんとここから打ち切るよとかいうんじゃないかと、いろいろ探してみようかと、遅くなってもというのが本当のそのまちの人たちからの信頼を受ける市の行政じゃないかなというふうに思います。

それで、今からまだまだ市へ直接義援金として集まってくるようでございますが、今後これをどうしていくのかということ、4月ぐらいにまた報告するということがやりましたか。そういうことがありますので詳しくは言いませんが、とにかく義援金をやられた方の気持ちですたいね、それと、被災された方たちの気持ち、こういうのをはかり知って、本当に災害弱者の方たちへの見舞金、こういうのをしっかりやっていくのが行政だろうと私は思うんですよ。そこら辺を最後にちょっとお聞きして、今後どうするかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

吉開総務部長。

**○総務部長（吉開忠文君）**

義援金を送っていただいた方は、その配分がどういうふうにするかというのはなかなか御存じなくて、ただ、被災の写真を見たり、報道に接したりということで、何らかの手伝いをしたいということで、そういう気持ちは、瀬口議員が今おっしゃったような気持ちから義援金が集まったのだろうというように思います。

その一方、これをどう配分するかということにつきましては、例えば、家財の被害の程度でも、家財の被害の額を一々調査するというのは、これは極めて困難でございます。同じ車1台でも、高い車、安い車、いろいろあるわけでございますので、それを一台一台査定するのは、これは現実的にできないというように思っております。

それと、配分委員会の中で一番問題になりましたのは、先ほど馬場総務課長が説明しましたように、例えば、床上被害に遭われた方、柳川市、それとみやま市も非常に近接している地区で、沖端川筋で被災場所がありましたけれども、同じ床上でありながら、一方では県の配分に従えば、例えば、400千円もらったと。しかし、うちが独自の配分でもっと広範囲にその配分金を配分することになりますと、その方たちがもらうべきものを割愛して、その人たちに配分をするということになるわけでございます。（発言する者あり）いえ、額が決まっております、県は県の基準で市町村に交付しておりますので、そういったことで



ですね、そしたら同じような被害で、本郷地区と中山地区で遭われた方で、一方は県の配分どおりであれば400千円、で、みやま市はその部分の一部分を、例えば、財産被害に対して配分したなら、その部分を割愛して間引きしてお配りしなければならないようになるわけでございますので、そういったことはやっぱり市が、もう本当に行政境に住む近隣でございますので、被災者の心理を考えた場合、そういうことはできないということで、県の配分どおりとしたところでございます。よろしく申し上げます。（「最後、一言よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

はい、一言だけ。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

3回目です。私の言いたいところがよくおわかりになつたらんと思いますが、県の基準に従つてと言え、それで公平だというような考えはもう間違いだと思ふんですよ。そのまち独自のやり方、これはやっていいんじゃないですか。周りからうらやましいようなやり方を自分たちで見つければいいでしょうが。何もほかのところに合わせて不公平になるよという言い方は、これは大きな間違いだと思ふんですよ。

金額によって、そして、あれでしょう。床上浸水の件数によって、いろいろ配分とかされたと思ふんですけど、これが不公平というならば、筑後市あたりは田畑、泥を除去するのをぱっとやったとか、そしたら、みやま市はそういうことをやたらんじゃないですか。それだけでももう不公平が生じておるんです。みやま市のほうは筑後市のほうがうらやましかなと思つたらすじゃん。これだけでも。

みやま市はみやま市独自の義援金の使い方というのは十分考えてもらってくださいと。今後まだまだ入ってくるんですから。ほんのわずかな見舞金でいいと私は思ふんですよ。そのくらいやるのが常識じゃないかなというふうに思っておるんですな。やった方の気持ちになってくださいと。こんなことのために私は義援金をやっているんじゃないですよとおっしゃるかもしれん。どうかわかりませんが、よく検討をしていただきたいというふうに思って、終わります。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ほか、議案第17号に対する質疑があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

今、この議案に対する修正動議が提出されております。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 16 分 休憩

午後 3 時 33 分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

ただいま審議しております議案第17号、本案に対しては、中尾眞智子君外1名からお手元に配りました修正の動議が提出されています。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。10番中尾眞智子君。はいどうぞ。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、修正動議の趣旨、議案書の説明をさせていただきます。

議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正いたします。

第1条中「118,630千円」を「138,630千円」に、また「17,734,957千円」を「17,714,957千円」に改める。

第1表「歳入歳出補正予算」の一部を次のように改めます。10款. 地方交付税、1項. 地方交付税6,426,728千円、横に行かせてもらいます。補正額23,276千円、それから、下を読みませんでした、48,276千円を23,276千円に、6,470,004千円を6,450,004千円へ、合計を読ませていただきます、17,853,587千円、118,630千円を138,630千円へ、17,734,957千円を17,714,957千円へ。

下に参りまして、歳出でございます。7款. 商工費、1項. 商工費、補正前の額235,725千円、補正額20,000千円をゼロへ、計255,725千円を235,725千円へ。

下に参ります。歳出合計17,853,587千円、118,680千円を138,630千円へ、17,734,957千円を17,714,957千円へ修正いたします。

あとは同じでございます。これは先ほどと同じでございますので、参考にしてください。

それでは、修正動議の趣旨説明をさせていただきます。

今回のみやまエネルギー開発機構出資金20,000千円は、市の懸案であった塩漬け土地の解消を図ってくれる株式会社みやまエネルギー開発機構に20,000千円を出資するというごさぎました。出資することで、市民の会社として育成し、市から役員を送り、健全な経営を維持するというのが市が行うべき本当の支援ということでしたが、市が行うべき本当の支援は、民間会社への公的資金の効用、運転資金の調達、事業資金の手当てなど、もろもろの制度導入時の指導をすることでもあると思います。

今回の公金20,000千円の出資は、出資する根拠が明確にされておらず、基本となる条例もなく、この案件を上程するには条件の整備が不可欠であります。

質疑の答弁に、「条例化を最初は要らない」と市長はおっしゃっていましたが、次には「条例化を考える」ということごさぎました。本当に条例化を考えてくださるのであれば、今回の案件は次に回し、私は、みずからの潔白を示してこの案件を通された方がよいと思ひ、修正動議を出してあります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

10番議員、済みません、ここでちょっと修正させていただきます。

修正議案ですので、質疑を今から受けますので、こちらに登壇した形で退席をお願いします。待機してください。

これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。5番瀬口健君。

**○5番（瀬口 健君）**

今の修正案の説明の中で、潔白を証明するというのが最後のほうにあったと思うんですが、その意味はどういうことでしょうかね。

**○議長（壇 康夫君）**

済みません、演題のほうからお願ひいたします。

**○10番（中尾眞智子君）**

先ほども申しましたが、やはり今回の会社の役員は市長とは今までの古いつき合ひであり、皆さんが色眼鏡で見ているという部分が多うございます。せっかく条例化なさるのであれば、あと3カ月待って、きちんとして、根拠をつくって出されるならば、私はそれはそちらのほうがいいと思ひてこういうふうにしてあります。よろしいですか。

**○議長（壇 康夫君）**

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

先ほども私言いましたけど、1番議員と市長のやりとりの中で、今おっしゃられる潔白という言葉については、それこそはっきりしたんじゃないかなと、今さらここで何をおっしゃるのかなと、質疑のやりとりの中ではっきりしとるなと私は思うわけですけどね。

○議長（壇 康夫君）

はい、答弁はいいですね。

ほか質疑、13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

20,000千円の出資金は地方交付税から出資してあるのか、何か12月の執行残と聞いておりますが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

済みません、もう一度お願いします。

○13番（中島一博君）

地方交付税から20,000千円を出資してあるのか、12月分の執行残から20,000千円は出資してあると聞いておりますが、この地方交付税から20,000千円を出資してあるのかどうか、その辺を説明をお願いいたします。

○10番（中尾眞智子君）

地方交付税から出資してあるのか、私はそこまではよく知りませんでしたけれども、私たちに提案されてある議案書はこういう、これからしてありますので、この議案書を修正しております。提示されたものはこれでございますので。

○議長（壇 康夫君）

13番、もし執行部にあれだったら、質問いいですよ。（「よかったら」と呼ぶ者あり）13番中島一博君。もう一回、ちょっと質問の趣旨を。

○13番（中島一博君）

執行部のほうに今の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）

ただいまの御意見に対しまして、お答えをいたします。

今回、補正予算で地方交付税、普通交付税のほうでございますけれども、43,276千円を一般財源として補正予算として計上したわけでございます。

今回の動議で20,000千円分減額となっております、これはこれでその分、20,000千円そのまま留保といいますか、留保財源として決算まで残っていくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

いいですか、ほか質疑ございませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

これは執行部にも、眞智子議員にもばってんが。

○議長（壇 康夫君）

修正案についての質問ですね。

○1番（田中信之君）続

はい、修正案に対しての。それで、いろいろ私長々と質問を先ほどいたしましたけど、市長さんの答弁の中で、要するに広報で皆さんに呼びかけるという件に関しては、何か総務部長がいろいろと難しいという、反対をしたというふうにおっしゃいましたけど、じゃ、どういう理由でそれがふさわしくないのかということをお答えください。

○議長（壇 康夫君）

済みません。今の内容は修正案と関係ありませんので、執行部に答弁させません。（発言する者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第17号の討論については、ただいまのところ、通告がされておりませんが、討論はございませんか。18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

修正動議についての反対の討論を行います。

株式会社みやまエネルギー開発機構の用地は、平成5年10月28日に被農用地区域設定の承認通知があり、平成6年1月5日に瀬高西部土地改良事業の面工事が着手され、102名の方の関係者の同意を得て、九州農政局へ工場用地10ヘクタール、総合運動公園10ヘクタールと隣接地の体験農業用地約1万7,078平米とする事業計画案がなされ、先祖伝来の美田を手放された方々の思いは、企業誘致により雇用機会の拡大、定住者のための住宅供給との思いがありまして手放された農地であります。

平成9年12月には、瀬高セイリュウ工場用地の概要が示され、当時は企業誘致で希望にあふれていましたが、「企業の鼓動が聞こえる」のパンフレットも福岡県東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所等に配布されたが、企業誘致に至らず、10ヘクタールが大学用地、10ヘクタールの総合運動公園の計画は、県営県南広域公園の進捗状況等を完備しながら、体育協会、体育指導員等の方々の協議された上、企業用地として地目変更をされた経緯があります。長年放置されていた市有地を有効活用し、企業誘致として市民の方々の出資により、株式会社みやまエネルギー開発機構の設立であり、市も支援出資し、健全な経営を願うものであります。よって、修正動機については反対をいたします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

それでは、今の反対討論に対して討論のある方、お願いいたします。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

修正に賛成です。

○議長（壇 康夫君）

賛成ですね。

○8番（近藤新一君）続

修正案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

今、河野議員さんが言われたのは、大体80%ぐらいは同じです。というのは、やはり今おっしゃったように、地元としては企業誘致ということで雇用ができるということで大変喜んであったということでもあります。しかし、今回は、企業誘致の雇用の数が非常に少ないということで、今、河野議員さんがおっしゃった土地の問題についてはもう12月ぐらいで解決しておりますので、これはもういいと思います。ただ、河野議員と同じだと思いますけれども、

私たちもあれだけの広い土地を活用していただく中で雇用が余りにも少ないじゃないかというのがあります。

それと、さっきからずっと市長さんは、商工会と打ち合わせをしてきたんだということでございますので、さらに打ち合わせをしていただいて、雇用をふやしていただくように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、条例制定という話が出ましたけれども、これは上津原議員さんと内野議員さんから出て、検討するという市長の答弁もあったようでございますから、十分その検討をしていただいて、条例が制定した後にですね、その期間に雇用増についても商工会の方がかなり肝入りでございますから、努力をしていただくということで、今回については時期尚早であるということで修正案に賛成であります。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

それでは、続けて討論ございませんか。14番（「修正案ですか」と呼ぶ者あり）今度は反対討論になります。坂口孝文君。

**○14番（坂口孝文君）**

この修正案に対して反対の立場で討論させていただきます。

実は、塩漬けになっていると言っているらしいんですが、今、河野議員さんの発言にもございましたように、平成5年といたら、もう20年間そのままの状態です野放しになっていたということですね。私はそのとき、不思議で、おかしいなと思っているのは、通電地役権のあるところを工場用地として認めた当時の担当の議会のあり方にちょっと私は非常に疑問を感じて、昔からおかしいなというふうに思っていたわけでございます。そういうところで、結局、工場を建てられないんですよ。いわゆる地役権は建物制限がある。そういうところに、今、近藤議員さんのほうが、もうちょっと雇用をふやすような企業を持ってこいと言っても、それはしょせん無理な話なんですよ。もう建物は建てられないのですから。その中で一番今の時流に合って適した用途の使い方というのは、私は太陽光発電だというふうに思っております。

ここに1月8日付の日経新聞にも、熊本県の蒲島知事が、県民の出資して、それを熊本県内の企業に任せて、県がバックアップしていきたいということですよ。それは、県外資本による雇用の設置だけでは県民が支払った電気代が県外に流出するという大きな懸念もありま

す。

それと福岡市が、これは最終処分場の跡地かなんかに市みずから、自分たちだけでやっぱりこういう再生可能エネルギーのメガソーラーをつくっておるわけですね。すると、北九州市も北九州太陽光発電普及促進協議会というのを設けて、民間のそういうことに対してはどんどん援助していきます、手伝いますという姿勢をとっている。これはいわゆる東日本大震災以降の原発事故の後、やっぱりこういう再生可能エネルギーを普及しますよというふうな大きな目標になっておりますし、そのことも一番いいのは、国がそういう制度に対してちゃんと補助金を出しているということです。これが一番の進める上での証左ですよ。これがあるからするわけです。

ですから、今言ったごつ、あそこを何にして、条例しても建物を建てられないところには絶対工場は建てられんですから、それは一刻も早く有効利用するという一つの方策として太陽光発電ということは私は本当に意義があるというふうに思っております。

以上で私はこの修正案に反対いたします。

**○議長（壇 康夫君）**

ほか、討論ございませんか。次あれば賛成の方、1番田中信之君。

**○1番（田中信之君）**

私は修正案に賛成の立場で討論いたします。

今、14番議員が説明したことは、もう私もようわかっておりまして、太陽光設置そのものには賛成なんです、私はね。ただ、やり方が問題だと。例えば、随意契約とか、それが非常に問題だということをずっと前から言ってきたおるわけですよ。今回は、くしくも10番の中尾議員が何か潔白みたいなことをおっしゃいましたけれどもね。ですから、市長さんは会長とは非常に仲がよいと、昔から。選挙も一生懸命し、応援してもらったと。そして、私も会長の人柄に対しては非常に買っていると、頭が低くて、いつもにこにこしてね。それは市長さんは非常にもうかっとなんかということをやったでしょう。

しかし、要するに市長さんはいまだかつて筑後機材からずっと600千円ずつずつもらってっでしょう。これは瀬口さんの会社ですもんね、100%ね。そういうこともあると、一方ですね。

そうすると副市長は富士通に勤めとったとね。（発言する者あり）そいけん、それは一般の人がそげん思うもんということだもんな。だから、そういうこともあって、私はだから、



出資の意義わかる。私は10,000千円出すと言いよつてでしょうが、私も。応援してくださいよ、出しますから。で、取締役立候補しますよ。

そして、あなたはお金がないと言ったけどね、これはあんた退職金ば18,000千円からもうとつてでしょう、去年、給料が13,000千円、年金が5,000千円ぐらいあつてでしょうが。そしてたら、30,000千円、35,000千円ぐらいあつてでしょうが、収入、去年は。それでお金がないということだけん、私が10,000千円出し、市長が10,000千円出すと、副市長と5,000千円ずつでよかたん。そうすると、もう30,000千円でくるよ。だから、市の貴重なこれは税金ですばい、皆さんが——僕らは結構いいふうですばい、これね。こっちはもう全部10,000千円以上、おどま6,800千円。だから、普通の人ば3,000千円、4,000千円よ、そういう人たちが納めた税金を勝手に使うのはいかんですよ。ですから、リスクが少しでもあれば、議員も、私はチェックも含めて入りたいと思うけど、市長も入ったらよかじゃないですか、5,000千円ずつでんよかですたい。そうすると20,000千円、25,000千円だろう。そうすると、わざわざこの市から貴重な財源をそういった株式会社に投資するんじゃないで、ほかのもっと困っている人たち、福祉とか、あるいはためとかにやいかん、交付金もずっと下がるんだから。

そういう意味で、政治倫理上も公費を出資するのはよろしくないで、それから市民の貴重な税金を使うなら、ちゃんと条例を整備して皆さんにわかりやすくせにやいかんと。だから、そういう意味でも、結局、総務部長が広報でするのを渋ったわけでしょう。やましいところがなければ広報で皆さんすればいいわけでしょう。それを、総務部長はやっぱり役人だからちゃんと市長の提言に対しても反対をしたわけだと私は思うんでね。だから、そういう意味で今回の修正案、20,000千円をさっ引くということに対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか、討論ございませんか。何でしょう、17番。討論ですか。

○17番（牛嶋利三君）

討論です。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

文句言うとやなかつですよ、討論ですよ。

私は、この修正案に対する反対の立場で反対討論をさせていただきます。

本件については、先ほどからもいろいろ質問の中でもこの補正予算については質問がありましたが、本件は平成24年、去年の暮れの第4回市議会定例会におきまして、議案第59号 財産の貸し付けについてというような議題で可決をいただいております。

この市の財産である、みやま市瀬高町高柳1052番1、ほか21筆の土地ですが、これは市が誘致を進める目的をもって大規模太陽光発電事業を目指しております株式会社みやまエネルギー開発機構に対して、平成25年1月1日、いわゆることしの1月1日から平成44年12月31日までの20年間、年額9,240,560円で貸し付けるという議案を12月24日の賛成多数でこの議案は可決をしております。

そして、このことに従いまして土地所有者であるこの本市、みやま市ですが、株式会社みやまエネルギー開発機構のこの健全運営を見守るためにも、監視、そしてまた、物申す、意見を申し述べられるという位置づけを担保する、確保する、そのようなためにも、企業誘致対策費として今回20,000千円を計上されておりますけれども、まさにこの20,000千円を出すことによって、出資することによって、このみやまエネルギーの会社の運営を育みながら応援をしていきたい、このように私も精いっぱい頑張ってお手伝いをさせていただきたい、このような思いでいっぱいでございます。

また、今回は御案内のとおり、私も一般質問の中では、環境推進を図るためのエネルギー再生というようなことで通告をいたしております。そのような観点から、本件修正予算には大反対というようなことで討論をさせていただきます。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

それでは、（「ちょっと」と呼ぶ者あり）何でしょう。（「発言をさせていただきます」と呼ぶ者あり）

**○8番（近藤新一君）**

坂口議員さんともあろう方が、ここに反対ということは私は言っておりません。

それで、今、牛嶋議員さんが言いよった内容は、12月議会でもう既に決定済みです。

今回20,000千円を出すことについて、企業誘致という期待があったにもかかわらず、3名ぐらいの雇用増ではなかなか説明しにくいということで商工会と十分打ち合わせをしてきたのでということであれば、もっと商工会と打ち合わせをしていただいて、雇用増に努力をし

ていただきたいと。

さらに、市長答弁にもあったように、条例を検討するという答弁があったので、その条例を制定した後でも出していただいてもいいんじゃないかということで、今回については賛成をしておりません、結論が出ておりますから。そのことについては触れておりません。この20,000千円出すことについてはもっと当局、機構のほうに雇用増を努力していただきたいというふうに申し上げておきます。

○議長（壇 康夫君）

先ほど時期尚早ということで（「そうです」と呼ぶ者あり）賛成してありますので、それでいいかと思えます。

続けて、2番野田力君。賛成ですか。

○2番（野田 力君）

いえ、修正案に対して反対なんですけれども。

○議長（壇 康夫君）

ちょっと待ってください、そしたら、まず賛成をやります。

賛成討論の方いらっしゃいますか。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

私も今度の出資の20,000千円には反対です。なぜかといえば、一番当初の計画の段階から不透明な面がたくさんありました。ただ、会社も設立されて用地の貸与も決まりました。その上で20,000千円を何で一企業に、民間の企業に出資せにゃいかんかと、その辺を含めまして、今までのプロセスがまだ理解ができておりません。それで、先ほども話が出ておりましたように、条例を先に決めていただいて、それからの提案でも遅くないと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

それでは、続けて討論ございましたら、2番野田力君。

○2番（野田 力君）

修正案に対して反対でございまして、総論は皆さんも御理解されておるように、本当、今地球環境においては、自然再生エネルギーをどう採取していくのか、国民の課題ということで国策、県もですね、行政ももろ手を挙げて頑張っておるわけでございます。そういった中で賛成は、いわゆる趣旨には皆さんたちもほとんど賛成でございます。そういったことで、

きょうやりとりが、市長といろんな議員さんとのやりとりがありましたんですけれども、随分明確に、いろいろな話も明らかになっております。そして結果的には、条例をつくってから、それからやってもいいじゃないかというお話もなりつつありますが、私は、その市長の姿勢で一生懸命頑張って、このみやま市が自然再生エネルギーの特にソーラーのまちだよと、そういった気概をやっぱり外に発信することが物すごくいろいろと影響がいいほうに好転していこうと思っております。

確かに、雇用は3名ということでございますが、そういった自然再生エネルギーに力を踏ん張っておるところをやったりいろんな企業も見ておるわけでございます。ああ、こうだったら安心されるとか、応援してやろうとか、いろいろ出てくると思います。また、それをいろいろと活用しなくちゃならないと思います。

そして、当然議論は必要なんですけれども、いろんな問題があると思いますけれども、それを乗り越えて、早目に企業がしっかりスタートできるように、今回はやはり20,000千円を出資して、馬力を上げてスタートダッシュを上げていくことが私は肝要かと思っております。

したがって、今後の課題としては残っておると思いますけれども、まずは早目にここ、みやま市議会も、当局も一緒になって自然再生の、またソーラーのまちだよというやつを表明することが物すごく意義深いと思いますので、早目にそれをやっていただきたいということで、修正に対する反対をいたしております。よろしく願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

ほか、討論ございませんか。賛成、反対（発言する者あり）9番梶山忠男君。

**○9番（梶山忠男君）**

修正案に賛成の立場で討論をいたします。

まず、市が民間会社に出資する、下手に出資すべきではないと考えます。

それから、実際このみやまエネルギーはもう設立されて事業が進んでいる会社でありますし、立派な事業計画も立ててあります。毎年かなりの利益が見込まれております。こういう健全な会社に市が簡単に出資をすべきではないと考えます。

また、市が20,000千円出資した場合に、その時点では筆頭株主となり、役員を送り込まれるという話ですけれども、そういうことになると、今後、経営責任も市に出てくるのではないかと考えます。

以上の点で20,000千円の出資はすべきでないと修正案に賛成をいたします。

○議長（壇 康夫君）

ほか討論ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

修正案に反対の立場ですね。今いろいろ賛成の方たちが言っていますが、今さっきのやりとりでほぼ明らかになって、別に問題のあるというようなことはなかわけですたいね。それから、民間企業とか一企業とか、血税とか、いろんなそれ、血税だからやらないかとですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）血税だから市内の企業の育成を図らないかと。これをだめと言われれば、突き詰めていけば、商工会とか農業団体とか、漁業団体とかに補助金をやっているというのも、これは停止せにやいかんと、突き詰めていけばそうなのかなですかと私は思うわけですね。それを、血税を使うとは、そんなら、どげなとき血税ば使わんかと。こげなとき血税を使わず、いつ使うかねて。市内の企業を助けるんですよ、応援するんですよ。それで、漁業組合とか商工会とかにも、それに入っておる方たちを補助金で応援しているんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）一緒なんですね。ちょっと考えてもらいたいなというふうに思います。

これがもし否決されたら、漁業組合とか商工会とかの補助金もどうかせにやいかんごとなります。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）私はそげん思いますね。よおっと考えて行動してもらわんと、そういうことでございます。

○議長（壇 康夫君）

ほか討論ございませんか。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

修正案に賛成の立場で発言をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど質疑の中でも言いましたとおり、やはり市長の政策でやるということであれば、やっぱりそういった後ろ盾というか、そういったのはやっぱりきちりと整備をした後、提案をしていただきたいというふうに思うわけであります。今回、この20,000千円については、やはり減額をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第17号を採決します。

まず、本案に対する中尾眞智子君外1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立少数です。よって、本修正案は否決されました。

次に、続けて執行部提案の原案について起立によって採決します。

執行部提案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第17号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第18号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第33. 議案第18号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第18号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ197,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,003,652千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

まず歳入予算は、1款. 国民健康保険税を実績見込みに応じて減額いたしております。被保険者世帯の所得が減少したことや、九州北部豪雨の災害減免によるものでございます。こ

のほか、歳出予算の保険給付費の増額に合わせて、3款. 国庫支出金、4款. 療養給付費交付金、5款. 前期高齢者交付金、7款. 共同事業交付金を追加いたしております。また10款. 繰越金は、前年度決算による額を追加いたしております。

続いて、歳出予算につきまして御説明いたします。

13ページでございます。2款. 保険給付費は、入院医療費の増加など医療費の不足見込み額を追加いたしております。療養給付費や高額療養給付費、また、出産育児一時金など決算見込みにより計上いたしております。

次に、17ページでございます。3款. 後期高齢者支援金を事業費の確定により追加し、また、19ページ、7款. 共同事業拠出金は高額医療費分などを減額いたしております。

20ページ、11款. 諸支出金は、前年度精算による療養給付費負担金や調整交付金などの返還金を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第18号の討論については、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第18号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第34 議案第19号

○議長（壇 康夫君）

日程第34. 議案第19号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第19号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ21,080千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ573,399千円とするものでございます。

6ページの歳入予算の1款. 後期高齢者医療保険料は、決算見込みから16,500千円を減額し、また、4款. 一般会計繰入金は保険料の軽減措置となります基盤安定事業分を実績に応じて減額いたしております。

次に、9ページでございます。

歳出予算は、2款. 後期高齢者医療広域連合納付金は保険料の減少に伴い広域連合への納付金を減額し、また、10ページ、3款. 諸支出金は、前年度精算に伴い事務費分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第19号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）



討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第19号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第35 議案第20号

○議長（壇 康夫君）

日程第35. 議案第20号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第20号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算からそれぞれ1,565千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,376,802千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算からそれぞれ795千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,936千円とするものでございます。

まず、10ページ以降の介護保険事業勘定の歳入予算につきましては、歳出予算の総務費と地域支援事業の減額補正に応じて国県支出金や一般会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

また、14ページ以降の歳出予算につきましては、1款. 総務費は要介護認定調査費の訪問調査員報酬を実績により減額し、また、4款. 地域支援事業費は、電算システムの借上料を契約実績により減額するものでございます。

続いて、介護サービス事業勘定は、19ページの介護予防サービス計画書の作成委託料1,000千円の追加と電算システムの借上料の減額を調整するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第20号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号の採決をします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

賛成多数です。よって、議案第20号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第36 議案第21号

○議長（壇 康夫君）

日程第36. 議案第21号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第21号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ46,277千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ376,224千円とするものでございます。

歳入予算のうち、7ページ、3款. 国庫支出金は、国の補助事業の当初割り当て額が要望額より減額されたことによるものでございます。

次に、8ページ、5款。繰入金は、一般会計繰入金を歳出予算と連動し、調整するものでございます。また、8款。市債は、国の緊急経済対策に係る県営事業の流域下水道事業負担金の追加によるものを計上いたしております。

次に、歳出予算につきましては、11ページ、2款1項1目。下水道建設事業費は、国の当初予算割り当て額に応じて下水道建設工事費や水道管移設負担金を減額いたしております。

また、12ページ、2款2項1目。流域下水道建設事業費は、県営事業の追加によるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第21号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

賛成多数です。よって、議案第21号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第37 議案第22号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第37。議案第22号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正

予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第22号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ404,002千円とするものでございます。

浄化槽の設置工事につきまして、比較的規模の大きな浄化槽の設置が多かったことから、設置要望に対し予算が不足する見込みとなっております。

6ページでございます。歳入予算は、決算見込みにより国庫支出金を3,500千円増額し、歳出予算は、3款 施設整備費に浄化槽設置工事4基分3,500千円を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第22号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第22号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第38～第45 議案第23号～議案第30号

##### ○議長（壇 康夫君）

日程第38. 議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算から、日程第45. 議案第30号 平成25年度みやま市用地特別会計予算までの8件について、提案理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

##### ○企画財政課長（松藤泰大君）（登壇）

議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ16,250,000千円といたしております。長引く景気の低迷や九州北部豪雨を教訓とした防災対策など本市の課題に立ち向かい、明るく住みよい安全なまちを目指した着実型予算といたしております。前年度と比較してマイナス1.0%、158,000千円の減となっております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、まず歳入予算の主なものを、予算書9ページの事項別明細書により概要を御説明いたします。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税は、長引く景気の低迷から市民税の所得割が減少する見込みとなっております。一方、固定資産税は、償却資産を中心に増収が見込まれます。また、市たばこ税が県分からの税源移譲もあり増収となることが見込まれます。この結果、市税全体で前年度比較0.2%増の3,271,202千円と見込んでおります。

続いて、2款から11款までの交付金は、地方財政計画に応じて計上いたしておりますが、このうち、10款. 地方交付税は、地方財政計画で2.2%減となったことや本市の過去の実績から前年度比較マイナス2.9%の6,181,000千円を計上いたしております。

続いて、14款. 国庫支出金や15款. 県支出金は、歳出予算の事業計画などに応じて計上いたしておりますが、民生費国庫負担金や民生費県補助金、農林水産業費県補助金が増額となっております。

続いて、18款. 繰入金は、財源不足を補う財政調整基金繰入金や消防庁舎建設繰入金を計上いたしております。

続いて、21款. 市債は、地方交付税の代替措置となります臨時財政対策債は増額となる見込みでございますが、その他、防災行政無線整備事業など建設事業の財源とするため

1,599,500千円の起債計画でございます。

続きまして、歳出予算の主な事項について、予算書10ページにより御説明いたします。

まず1款．議会費は、216,671千円といたしております。地方議会議員年金制度の廃止に伴う負担金が減ったことなどから減額となっております。

続いて、2款．総務費は、1,476,048千円、前年度比較373,396千円の減額となっております。前年度に高田支所建設や光ファイバー網整備事業が完成したことなどから減額となっておりますが、九州北部豪雨の教訓から防災行政無線の増設や自主防災組織の育成など防災事業に重点を置いて配分いたしております。

続いて、3款．民生費は、6,152,079千円、前年度比較226,409千円の増額です。障害者福祉費の自立支援給付費が大きく増額となっていること、また、働く母親の増加などから保育所運営費が増額となっていること、さらに延長保育を新たに実施する計画であることなどから、3款．民生費全体では3.8%増と高い伸びとなっております。

続いて、4款．衛生費は、1,166,350千円といたしております。前年度比較71,878千円の増額となっております。

上水道事業費において、小規模水道施設整備事業を新設していること、また、予防接種事業のポリオの不活化ワクチンの接種が本格化する見込みであること、また、地球温暖化防止事業費では、公共施設太陽光発電システム設置工事を新設していることなどから増額となっております。

続いて、5款．労働費につきましては、県の緊急雇用対策基金事業など18,359千円を計上いたしておりますが、緊急雇用対策事業が前年度より減少し、労働費も減額となっております。

続いて、6款．農林水産業費につきまして御説明いたします。

6款．農林水産業費は、1,114,633千円、前年度比較113,468千円の減額といたしております。

ため池改修など県営事業負担金が減少したほか、矢部川左岸土地改良区の償還金補助金が大きく減ったことなどから減額となっておりますが、園芸農業の振興や水路や農道などの農業用施設整備、また、排水機場の設備補修など引き続き農業の振興と農村の環境保全に努めることといたしております。

続いて、7款．商工費は、226,245千円、前年度比較を7,825千円の増額といたしております。

す。

中小企業対策費では、商店街活性化事業に対する助成費用、また、観光費では、北の玄関口の泉源等調査費を計上いたしております。

続いて、8款．土木費について御説明いたします。

土木費は、1,194,102千円、前年度比較を310,005千円の減といたしております。前年度に公営住宅さくら団地の建設が完成したことなどから減額となっておりますが、前年度に引き続き社会資本整備総合交付金事業費による市道下庄上小川南大木線の道路改良費、また、過疎対策道路整備事業では、下楠田地区の道路改良などを推進することにいたしております。

さらに、砂防費では、九州北部豪雨により崩壊の危機が生じている箇所急傾斜地崩壊対策事業を実施することといたしております。

続いて、9款．消防費は、1,522,874千円、前年度比較855,138千円の大幅な増額といたしております。安全・安心のまちづくり拠点となる消防庁舎の建設に着手します。平成26年度までの2カ年で庁舎や訓練棟、またはドクターヘリポートの整備を計画いたしております。さらに、広域で消防指令事務に取り組む筑後地域消防通信指令事業費は平成27年度までの計画で負担金が本格化しております。

続いて、10款．教育費についてでございます。

10款．教育費は1,562,244千円、前年度比較413,697千円の減額となっております。統合小学校の建設予算の計上を見送ったことから大幅な減額となっておりますが、教育振興のためのソフト事業を中心に重点配分しております。いわゆる中1ギャップの解消など、中学校の確かな学力向上を目的に、中学1年生に35人学級制を導入いたします。また、小中一貫教育の研究推進、教職員の人材育成事業などを新たに計画いたしております。また、前年度に引き続き市史編さん費を計上し、教育文化の薫り高いまちづくりに資することといたしております。

続いて、12款．公債費は、前年度より97,949千円減少して1,567,329千円を計上いたしております。負債残高が減少していることから償還金は減少する見込みでございます。

以上、平成25年度みやま市一般会計予算の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○企画財政課長（松藤泰大君）

本来ですと、ここで松藤課長に続けてお願いするところですけど、5分間のトイレ休憩を

したいと思えます。40分から再開いたします。

午後 4 時30分 休憩

午後 4 時41分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて、議会を再開していきます。

では、続きまして、松藤企画財政課長、続けて説明をお願いします。

○企画財政課長（松藤泰大君）

議案第24号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算それぞれ5,973,598千円といたしております。

268ページをお願いいたします。

歳入予算は、国保財政の根幹となります1款。国民健康保険税は、所得の減少が影響し3.1%減の1,046,005千円と見込んでおります。

3款。国庫支出金、5款。前期高齢者交付金、7款。共同事業交付金は、医療費の増額と連動して増額となる見込みでございます。また、9款。繰入金は一般会計繰入金のほか、不足いたします財源を調整するため国保財政調整基金繰入金を3億円計上いたしております。

続きまして、269ページでございます。歳出予算につきましては、平成24年度決算見込みなどから推計した所要額を計上いたしております。

まず、2款。保険給付費は、一般被保険者の療養給付費や高額療養費が増額となる見込みであり、前年度より4.0%ふえ、4,129,580千円を計上いたしております。

また、3款。後期高齢者支援金等も医療費の伸びから増加する見込みであり、6.8%増の652,712千円を計上いたしております。

8款。保健事業費は、特定検診に要する経費など39,169千円を計上いたしております。

次に、313ページでございます。

議案第25号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ604,242千円といたしております。



316ページでございます。歳入予算の1款、後期高齢者医療保険料が1.2%増加して395,609千円と見込んでおります。

また、4款、繰入金は、事務費と保険料の軽減に係る一般会計繰入金204,505千円を計上いたしております。

続きまして、317ページでございます。歳出予算は、2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より7,692千円、率にして1.3%増加して579,745千円といたしております。

次に、339ページをお願いいたします。

議案第26号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,398,789千円とし、介護保険事業勘定の総額は4,375,547千円、介護サービス事業勘定の総額は23,242千円といたしております。

345ページでございます。

まず、介護保険事業勘定は、3カ年の介護保険事業計画の2年度目に当たり、事業計画の額をもとに計上いたしております。

1款、介護保険料は、前年度と比較して2.7%増の756,980千円といたしております。

このほか、歳出予算に応じて、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金及び5款、県支出金を計上いたしております。また、7款、繰入金は、一般会計の介護給付費や事務費の負担分687,468千円を計上いたしております。

続きまして、346ページでございます。

歳出予算は、2款、保険給付費について、居宅介護サービスや施設介護サービスなど介護給付費がふえる見込みであり、前年度比較1.4%増の4,131,037千円と見込んでおります。

387ページでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入予算は、1款、介護サービス収入21,240千円を計上いたしております。また、388ページ、歳出予算は、地域包括支援センターの運営に要する経費でございます。

次に、405ページをお願いいたします。

議案第27号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ483,194千円とい

たしております。

まず、409ページ、歳入予算でございます。

歳入予算につきましては、2款、使用料及び手数料は、供用開始地区の増加分など下水道使用料の年間収入見込み額19,197千円を計上いたしております。

また、3款、国庫補助金や8款、市債は、歳出予算に連動し所要額を計上いたしております。

続きまして、410ページ、歳出予算は、2款、下水道費につきましては、下水道建設事業としては、管渠の布設に要する経費を計上いたしておりますが、ことしは下庄工区の緑町地区を計画いたしております。また、流域下水道建設事業費としては、県に対する幹線管渠の建設負担金、流域下水道管理費としては、処理場の管理費負担金を計上いたしております。

次に、439ページをお願いいたします。

議案第28号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ51,774千円といたしております。

442ページでございます。歳入予算につきましては、農業集落排水使用料と一般会計繰入金などを計上いたしております。

また、443ページ、歳出予算は、使用料の賦課徴収費に要する経費のほか、施設の維持管理や処理場管理費を計上いたしております。このうち処理場は、設置後11年を経過し、一部機械の修理工事を計画いたしております。

次に、469ページ。

議案第29号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ418,106千円といたしております。

473ページでございます。

歳入予算は、2款、使用料及び手数料の施設使用料は9,206千円増の159,966千円を見込んでおります。

3款、国庫支出金、4款、県支出金、また9款、市債は、浄化槽の施設整備費に連動して

計上いたしております。

続きまして、474ページでございます。

歳出予算の2款、施設管理費は、浄化槽の維持管理に要する経費として154,012千円、また、3款、施設整備費は、浄化槽200基分の新設を見込み176,158千円を計上いたしております。

次に、501ページ。

議案第30号 平成25年度みやま市用地特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。

用地特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置いたしております。前年度に続き平成25年度も事業計画がありませんので、費目設定分のみを計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

ここでお諮りします。

会議終了時刻は17時となっておりますが、会議規則第9条の規定に基づき会議時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、このまま引き続き会議を続けます。

#### 日程第46 議案第31号

**○議長（壇 康夫君）**

続いて、日程第46、議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。坂梨上下水道課長、お願いします。

**○上下水道課長（坂梨一広君）**

議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

511ページをお願いいたします。

本年度予算につきましては、給水戸数1万1,000戸、年間総給水量251万立方メートル、1日平均給水量6,876立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、水道ビジョンに基づき老朽管更新、配管網の整備等を予定しております。

それでは、予算の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を517,096千円、事業費用を493,861千円といたしております。

事業収益については、営業収益として水道料金等を482,377千円、また、営業外収益として繰入金等を34,716千円と見込んでおります。

事業費用については、営業費用として、人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を454,571千円、また、営業外費用として、企業債の支払い利息等を36,289千円計上いたしております。

続きまして、第4条 資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

収入を176,423千円、支出を327,834千円といたしております。

収入については、企業債を1億円、出資金を17,123千円、工事負担金59,300千円と見込んでおります。

支出については、建設改良費として258,568千円、企業債償還金として65,266千円計上しております。

収入額が支出額に対して不足する151,411千円については、損益勘定留保資金や減債積立金等で補填する予定でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

ただいまから平成25年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審議することにいたしておりますので、質疑については簡潔にお願いします。

質疑は、議案第23号から議案第31号まで一括して行います。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第31号までの9件は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第31号までの9件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### 日程第47 発議第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第47. 発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長より朗読いたします。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、みやま市議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものであります。

改正の主なものは、第2条の見出しに、常任委員会の所属を追加し、1条の条文を、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとするをいたしております。また、第4条第3項で、議会運営委員会の所管事務について明記いたしております。さらに、第5条として、新たな常任委員及び議会運営委員の任期の起算日を選任の日から起算するものと条文を新たに追加し、第5条以降を1条ずつ繰り下げを行い、必要に応じて字句の修正を行っております。

以上が主な改正の内容になります。皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を

終わります。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第1号 みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。議事の都合によって、3月1日の1日間を休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、3月1日の1日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。（「議長」と呼ぶ者あり）17番どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）

きょうは、随分時間も長い間、慎重審議いただきました。補正予算の第17号議案、7款1項のこの商工業振興費ですよね、この20,000千円についてのいろんな質疑が多岐にあったわけですが、1番議員のほうからいろいろ質問がありました。当然なことだろうと思いますが、聞いておりますと、市長あるいは副市長に対するいろんな予算にかかわる質問の

中で、いろいろ固有名詞、人の名前を上げられて金をもらってあるとかもらっているんじゃないとか、全国に議会の内容は配信されておるわけなんです、非常にみやま市の市長、副市長、いわゆるトップの立場にある方の本当に人格権を侵害するような質問であったんじゃないかというふうに思うわけですね。これは議会の提案された事件に対する審議ですから、黙って市長も副市長もそのことに対する、質問に対する答弁をされたかというふうに思っておりますが、本当に我々19名の議員、そしてまた、執行部の皆さんも、このことに対する質問の中では、本当にみやま市そのものを汚す、こうした内容じゃなかったかというふうに思うわけですね。したがって、今後も、このような質問ですから、あろうかとは思いますが、何かと一応議長、そしてまた、正副議長、あるいは議運の正副委員長いらっしゃいますけれども、これは議会全体として考えていただきたい、このように要望をいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

それでは、本日はこれで散会いたします。

なお、次の会議は3月4日となっておりますので、御承知お祈りいたします。

午後5時5分 散会